

令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和元年10月8日 開 会

令和元年10月9日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔10月8日（火）〕	7
議案第15号から認定第5号までの8件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第16号及び認定第1号から認定第3号並びに認定第5号	
事務局長補足説明	
議案第15号及び議案第17号、認定第4号 消防長補足説明	
議案第15号から認定第5号まで8件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔10月9日（水）〕	27
一般質問	
議案第15号から認定第5号までの8件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	65

諏訪広域連合告示第18号

令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年10月1日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和元年10月8日（火） 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
10月 8日 (火)	11:00		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 提案説明 補足説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 委員会審査
10月 9日 (水)	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番	宮 坂 徹
3 番	金 井 敬 子
5 番	伊 藤 正 博
7 番	伊 藤 勝
9 番	井 上 登
1 1 番	森 山 博 美
1 3 番	伊 藤 浩 平
1 5 番	芳 澤 清 人
1 7 番	吉 田 浩
1 9 番	今 井 秀 実
2 1 番	織 田 昭 雄

議 席

2 番	青 木 利 子
4 番	竹 内 巧
6 番	望 月 克 治
8 番	野 沢 明 夫
1 0 番	高 木 智 子
1 2 番	小 泉 正 幸
1 4 番	百 瀬 嘉 徳
1 6 番	藤 森 博 文
1 8 番	渡 辺 太 郎
2 0 番	早 出 一 真
2 2 番	矢 島 尚

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 議案第 15 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 16 号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 17 号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）について
- 認定第 1 号 平成 30 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 30 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

4 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和元年 10 月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	望 月 克 治 (茅 野 市)	4 月 2 0 日 茅野市塚原の火災を受けての消防出動態勢の検討結果について
2	井 上 登 (諏 訪 市)	1. 介護現場の人手不足について 2. 介護施設の状況について 3. 認知症への対応について
3	金 井 敬 子 (下 諏 訪 町)	介護保険事業について (1) 特別養護老人ホームへの入所手続き変更後の状況について (2) 特養待機者数について (3) 施設整備の進捗状況について (4) 介護従事者の確保と育成について
4	小 泉 正 幸 (諏 訪 市)	4 月 2 0 日 茅野市塚原で発生した建物火災について (1) 火災発生状況及び対応状況について (2) 鎮火まで長時間を要した理由について (3) 消防団との連携について (4) 各消防署から遠隔地にある災害現場における対応の想定について (5) 課題及び改善点について

令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和元年10月8日（火）

午後 1時30分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第17号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 認定第 1号 平成30年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第10
- 議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についてから認定第5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで8件一括議題
- 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
- 議案第16号及び認定第1号から認定第3号並びに認定第5号 事務局長補足説明
- 議案第15号及び議案第17号、認定第4号 消防長補足説明
- 議案第15号から認定第5号まで8件各質疑

議案第15号、議案第17号、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号 総務消防委員会に付託

議案第16号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

〇出席議員（22名）

| 議席  |       | 議席  |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 宮坂 徹  | 2番  | 青木 利子 |
| 3番  | 金井 敬子 | 4番  | 竹内 巧  |
| 5番  | 伊藤 正博 | 6番  | 望月 克治 |
| 7番  | 伊藤 勝  | 8番  | 野沢 明夫 |
| 9番  | 井上 登  | 10番 | 高木 智子 |
| 11番 | 森山 博美 | 12番 | 小泉 正幸 |
| 13番 | 伊藤 浩平 | 14番 | 百瀬 嘉徳 |
| 15番 | 芳澤 清人 | 16番 | 藤森 博文 |
| 17番 | 吉田 浩  | 18番 | 渡辺 太郎 |
| 19番 | 今井 秀実 | 20番 | 早出 一真 |
| 21番 | 織田 昭雄 | 22番 | 矢島 尚  |

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

|            |        |            |       |
|------------|--------|------------|-------|
| 広域連合長      | 金子 ゆかり | 副広域連合長     | 今井 竜五 |
| 副広域連合長     | 今井 敦   | 副広域連合長     | 青木 悟  |
| 副広域連合長     | 名取 重治  | 副広域連合長     | 五味 武雄 |
| 監査委員       | 樋口 繁次  | 事務局長       | 前田 孝之 |
| 会計管理者      | 藤森 一彦  | 企画総務課長     | 林 直典  |
| 情報政策課長     | 小池 徹   | 介護保険課長     | 依田 利文 |
| 八ヶ岳寮寮長     | 牛尼 淳夫  | 消防長        | 宮坂 浩一 |
| 消防次長兼総務課長  | 平林 裕章  | 岡谷市広域担当課長  | 木下 稔  |
| 諏訪市広域担当課長  | 寺島 和雄  | 茅野市広域担当課長  | 小平 雅文 |
| 下諏訪町広域担当課長 | 伊藤 俊幸  | 富士見町広域担当課長 | 伊藤 一成 |
| 原村広域担当課長   | 伊藤 弘文  |            |       |

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 前 澤 由 美 子 企 画 総 務 課 総 務 係 長 森 井 潤

~~~~~

令和元年10月8日（火）

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 － 1 ）

開会 午後 1時30分

散会 午後 2時36分

（傍聴者 なし）

開 会 午後 1時30分

渡辺太郎議長 ただいまから令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

渡辺太郎議長 これより本日の議会を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

○日程第 1

会議録署名議員の指名

渡辺太郎議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番青木利子議員、21番織田昭雄議員を指名いたします。

○日程第 2

会期の決定

渡辺太郎議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から10月9日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

○日程第 3

議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 16 号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○日程第 5

議案第 17 号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）について

○日程第 6

認定第 1 号 平成 30 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 2 号 平成 30 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 3 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 4 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 10

認定第 5 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

渡辺太郎議長 日程第 3 議案第 15 号から日程第 10 認定第 5 号までの 8 件を一括議題といたします。

広域連合長より、召集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日ここに令和元年第 3 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございました。

本定例会には、条例案件 1 件、補正予算 2 件並びに平成 30 年度一般会計及び特別会計の決算認定 5 件、合わせて 8 件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第 15 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律に基づく工業標準化法の一部改正に伴い、用語の名称を変更するもの。閉鎖式スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令に準じ、規格の表示を変更するもの。及び消防法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴い、住宅用防災警報器の設置免除に関する規定を追加するもの。以上の 3 点について一部改正を行うものであります。

次に、議案第 16 号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、平成 30 年度の決算確定に伴い、保険給付費での超過交付を受けた国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の精算による返還をするため、繰越金を財源として増額補正をするものであります。あわせて、

介護報酬改定に伴うシステム改修を行うため、事業費委託料について国庫補助金及び繰越金を財源として増額補正するものであります。

次に、議案第17号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）は、令和2年度に実施予定の無線指令システムの部分更新に伴う設計委託を行うため、委託料について繰越金を財源として増額補正するものであります。

次に、認定第1号から認定第5号の平成30年度決算認定議案について御説明を申し上げます。

まず、認定第1号の一般会計につきましては、歳入決算額2億6,615万1,505円に対し歳出決算額は2億1,836万8,410円で、差引残額は4,778万3,095円となっております。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億1,381万3,699円に対し歳出決算額は3億8,695万8,257円で、差引残額は2,685万5,442円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額196億2,687万3,409円に対し歳出決算額は191億5,129万5,243円で、差引残額は4億7,557万8,166円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額26億6,110万196円に対し歳出決算額は24億8,815万7,922円で、差引残額は1億7,294万2,274円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,178万6,939円に対し歳出決算額1,308万9,062円で、差引残額は869万7,877円となっております。

以上が決算額の概要でございますが、平成30年度を振り返ってみますと、一般会計では情報システムの安定稼働を確保するための運用管理を行ったほか、広域住民の生命、健康を守り、休日夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業を引き続き実施するとともに、諏訪地区小児夜間急病センター事業を継続し、地域の小児医療に貢献いたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、平成30年度中の年間利用延べ人数は4万7,157人で、年度末の入寮者数は130人であります。社会復帰を目的とし地域移行を希望する利用者に対し居宅生活訓練を実施したほか、施設の安全・快適性を維持するため、専門業者による各種設備の点検や重度者居室へのエアコン設置を行い、居住環境の改善を図りました。

次に介護保険であります。要支援、要介護認定者数は、平成30年度末現在で第1号、第2号被保険者合わせて1万972人と、前年度末より250人の増となりました。

保険給付額につきましては介護サービス利用者の増加に伴い年々上昇しており、保険給付総額は前年度比1.5%増の172億1,139万8,548円であります。

事業の実施状況ですが、第1号被保険者は平成30年度末現在で6万3,119人、そのうち介護認定を受けている被保険者は1万784人となり、65歳以上人口に占める要介護認定者の出現

率は17.0%と、初めて17%台となりました。第2号被保険者の認定者は前年度より19人減の188人でした。

介護サービスは要介護認定を受けられた95%の方が利用されています。保険給付費から見た介護サービスの主な利用状況は、居宅サービス利用が43.9%、地域密着型サービス利用が20.7%、施設サービス利用が33.3%であります。

また、利用者1人当たりのサービス区分別月額保険給付費では、居宅サービスで約9万6,000円、地域密着型サービスで約15万2,000円、施設サービスでは約27万7,000円であります。

次に、広域消防関係では、平成30年度中における圏域内の火災件数は77件、救急出動件数は8,902件でありました。諏訪広域消防一元化から3年が経過した効果、課題について検証し、諏訪広域連合消防体制等検討委員会を立ち上げ、住民の安全・安心を確保するため、よりよい体制の整備に取り組みました。また、年々増加する救急業務に対応するため、救急救命士のスキルアップを図ったほか、中高層建物火災に対応するため、老朽化したはしご付消防自動車を更新し諏訪消防署に配備しました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用し地域振興事業に取り組んでおりますが、平成30年度も婚活支援事業として圏域の未婚者の出会いの機会を提供するイベントを4回開催したほか、広域広報としてLCV-FMにて行政情報の発信を行いました。

また、圏域内住民の方々の環境美化に対する意識の高揚を図る目的により、諏訪圏内の公共機関、小中学校に花ポット苗の配布を行いました。

以上、提案いたしました各議案について御説明をいたしました。なお、各議案の詳細につきましては事務局長、消防長から説明をいたしますのでお願いいたします。

以上を申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

渡辺太郎議長 事務局長。

前田孝之事務局長 それでは私から、議案第16号及び認定第1号から認定第3号までと認定第5号について補足説明をさせていただき、その後、議案第15号、第17号、認定第4号につきまして消防長から補足説明をいたします。

初めに、議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案の1ページをごらんください。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,691万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ200億2,946万9,000円とするものです。この補正予算は、消費税率改定に伴う介護報酬改定によるシステム改修が必要になったこと及び前年度の給付費の精算により国庫負担金、国庫補助金、県負担金及び交付金、支払基金交付金の返還が生じたことによるものです。

予算の内訳につきまして、10、11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し

上げます。

まずは歳入であります。4款2項4目介護保険事業費補助金に165万円、9款1項1目繰越金に2億3,526万4,000円を補正いたします。

次に、12、13ページの歳出であります。1款1項1目一般管理費13節委託料に330万円を、7款1項4目償還金23節償還金利子及び割引料に2億3,361万4,000円を補正いたします。システム改修に要する費用として委託料に330万円、給付費の精算に伴う国庫負担金などの返還金として償還金利子及び割引料に2億3,361万4,000円を補正いたします。

議案第16号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第1号 平成30年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

以下、決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容にかかわる点につきまして補足説明させていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

まず歳入について、決算書11、12ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額1億6,526万9,535円あります。内容は、1節広域連合事務局職員人件費等に係る経常経費負担金、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金、3節小児夜間急病センター事業負担金、4節防災講演会等の経費に係る防災啓発共同事業負担金、5節介護保険事業に係る低所得者保険料軽減事業等に係る高齢者福祉事業経費負担金、6節障害支援区分審査会の運営経費に係る障害者福祉事業経費負担金であります。

なお、負担割合は規約で定められており、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%で、その他の負担金については均等割20%、人口割80%となっております。

5節高齢者福祉事業経費負担金の収入済額が予算額を352万円ほど下回っておりますが、これは前年度からの繰越金の充当により、その分、市町村負担金を減額したことによるものです。

次に、2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額1,007万1,375円となっております。予算額に対して収入額を下回ったのは、低所得者の保険料軽減実績が見込みを下回ったことによるものです。

3款県支出金1項2目民生費県補助金1節介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人における利用者負担の減免実績に応じ交付されるもので、収入済額は29万7,000円となっております。

同項3目衛生費県補助金2節小児初期救急医療体制整備事業補助金は、収入済額154万4,000円で、小児夜間急病センター運営に対する県の補助金であります。

また、2項1目介護保険関係負担金1節低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額502万7,662円となっております。先ほどの国庫支出金と同様に、低所得者の保険料軽減実績が見込みを下回ったことにより、予算に対して収入済額が低くなっております。

13、14ページをお願いいたします。7款諸収入2項1目雑入は、収入済額1,680万9,

364円となっております。主なものは株式会社諏訪広域総合情報センタと、厚生連恋月荘へ派遣した職員の人件費に対する派遣先の負担金、及び小児夜間急病センターの指定管理者の負担していただく施設等使用料になります。

以上、歳入合計は収入済額2億6,615万1,505円となっております。

次に歳出でございますけれども、1款議会費、2款総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため、説明は割愛させていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。3款民生費は、支出済額3,435万4,101円であります。

1項1目高齢者福祉費は、介護保険事業を補完する福祉施策として、社会福祉法人等による減免事業や諏訪広域の独自事業である介護サービス利用者負担助成事業、低所得者に配慮した介護保険利用料の軽減事業に要する経費で、支出済額は2,330万9,578円であります。

2目障害者福祉費は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る委員報酬、職員人件費等の経費で、支出済額は1,104万4,523円となっております。障害支援区分審査会を24回開催し、426件の審査判定を行いました。

次に21、22ページをお願いいたします。4款衛生費は、支出済額5,767万3,020円で、病院群輪番制病院運営費補助事業及び小児夜間急病センターの管理運営に係る委託料等であります。

6款予備費ですが、充用はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額2億1,836万8,410円であります。

次に、23ページの実質収支に係る調書をごらんください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4,778万3,095円となりました。

24ページは財産に関する調書であり、公有財産、物品について増減はなく、基金についてはそれぞれ期間中の利子分が増額となっております。

以上が一般会計でございます。

続きまして、認定第2号 平成30年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まずは歳入でございますけれども、決算書の事項別明細書33、34ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を諏訪地域6市町村で負担するもので、収入済額は4,326万3,000円であります。

2目民生費負担金は、入所者に対し入所させた市からの事務費負担金及び生活費負担金で、収入済額は2億5,258万6,085円であります。

3款県支出金1項1目民生費県負担金は、町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金で県が負担するもので、収入済額は8,054万7,295円であります。

4款、5款の説明は割愛させていただき、6款繰入金は、定年退職者1名に対する市町村総合事務組合からの退職金支払いに係る特別負担金に充てるため、八ヶ岳寮退職手当準備積立基金から所

要額を繰り入れたものです。

35、36ページをお願いいたします。7款、8款の状況は記載のとおりでございます。

以上、歳入合計は4億1,381万3,699円となっております。

次に歳出ですが、職員人件費関係が主な内容となります。

2款民生費1項1目施設管理費の説明は割愛させていただき、39、40ページをお願いいたします。2款民生費1項2目施設事業費は入所者の直接処遇にかかわる経費で、支出済額9,035万1,464円であります。支出の主なもののは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄材料費、利用者の小遣い等の扶助費などであります。

3款公債費は過去の施設改築に係る元利償還金であります。

4款予備費は大型乾燥機の故障により、2目施設事業費の18節備品購入費に73万1,000円を充当し、新規の乾燥機の購入に充てております。

41、42ページをごらんください。歳出合計は3億8,695万8,257円であります。

43ページの実質収支に関する調書及び44ページの財産に関する調書のうち基金ですが、八ヶ岳寮基金は将来にわたる大規模修繕や大型備品などの購入に充てる基金で、期間中の増減は前年度繰越金と利子のみの積み立てで1,273万6,378円の増となり、年度末現在高は2億2,710万4,277円となっております。

退職手当準備積立基金は職員の退職手当に充てる基金ですが、退職者1名分の取り崩し等により739万3,336円の減となり、年度末現在高は4,033万5,072円となっております。

八ヶ岳寮福祉基金は、恋月荘福祉基金を八ヶ岳寮福祉基金に転換したもので、期間中の増減は利子のみとなっております。

救護施設八ヶ岳寮特別会計は以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入ですが、事項別明細書57、58ページをお開きください。

1款保険料ですが、収入済額41億4,837万1,100円となっております。内容は、年金から天引きとなる特別徴収が38億9,908万700円で、年金天引き以外の普通徴収が2億3,773万3,190円。普通徴収の収納率は90.9%となっております。普通徴収における収入未済額は2,379万1,970円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成29年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は1,155万7,210円で、収納率は19.4%となりました。徴収権の消滅により、1,432万8,620円を年度末に不納欠損とし、残り3,377万5,910円を滞納繰越として翌年度に繰り越しいたしました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは関係市町村負担金で、四つの節の合計が25億7,144万1,796円となりました。内訳でございますけれども、1節保険給付費関係負担金は実際に要した保険給付費の12.5%を実績割10%、人口割90%で関係市町村に負担いただくもので、21億5,020万1,226円。2節地域支援事業関係負担金は地域支援事業費の一定割

合を関係市町村が負担するもので、介護予防・日常生活支援総合事業は事業費の12.5%を、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.5%を負担いただくことになっており、負担金総額は1億6,371万6,625円。3節事務費関係負担金は、事務費に要した経費の均等割20%、人口割80%を負担いただくもので、2億5,249万6,282円。4節保険料軽減関係負担金は、低所得者の保険料軽減額の4分の1を市町村が負担するもので、502万7,663円となっております。

なお、低所得者の保険料軽減のため、一般会計で受け入れた国・県負担金については、一般会計から低所得者保険料軽減繰入金として繰り入れられております。

次に、4款国庫支出金は収入済額44億9,412万7,016円となっております。1項の国庫負担金は、居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するもので、収入済額は31億5,978万4,311円となっており、これは概算払いで精算は翌年度に行われます。

59、60ページをお願いいたします。2項国庫補助金は収入済額13億3,434万2,705円となっております。1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者数の差や被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、9億4,065万6,000円となっております。

2目、3目の地域支援事業交付金ですが、2目介護予防日常生活支援総合事業については、事業費の25%に当たる1億4,872万円を、3目介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業ですが、これは包括的支援事業と任意事業を指すものでございますけれども、事業費の38.5%に当たる1億9,990万4,705円が交付されました。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険料とともに徴収された65歳未満の2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として保険給付費の27%に相当する47億4,730万1,000円が交付されたものです。

また、2目地域支援事業支援交付金は、2号被保険者が負担する地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるもので、1億5,727万2,000円となっております。支払基金交付金についても、概算払いで翌年度に精算されることとなります。

61、62ページをお願いいたします。6款県支出金1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%を県が負担するもので、収入済額は25億5,343万6,355円となっており、これも概算払いで翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業について、事業費の12.5%に当たる7,281万1,250円を、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業については、事業費の19.5%に当たる9,995万2,352円がそれぞれ県より交付されました。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で受けました保険料軽減に要する

国・県の負担金を介護保険特別会計に繰り入れを行うもので、国・県合わせて1,509万9,037円を繰り入れさせていただきました。2項基金繰入金は介護給付費準備基金からの繰り入れで1億1,896万4,000円となっております。

63、64ページの9款、10款につきましては記載のとおりでございます。

65、66ページをお願いいたします。歳入合計は196億2,687万3,409円となりました。

続きまして、歳出でございます。67、68ページの職員人件費や事務費等に係る1款総務費の説明につきましては割愛をさせていただき、69、70ページの2款保険給付費から説明をさせていただきます。

保険給付費ですが、収入済額は172億1,139万8,548円となっております。1項介護サービス等諸費は要介護1以上の要介護認定者に対する給付に係るもので、支出済額は159億605万6,424円となっております。

1目居宅介護サービス給付費は支出済額62億8,928万1,876円となっております。

71、72ページをお願いいたします。2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前にサービス給付を受けた場合、一旦介護サービス提供事業者に10割支払った後、9割分が償還払いされるものです。

なお、これ以降出てまいります特例という言葉がついているサービス給付費は全て同様の趣旨のものとなりますが、予算額が些少のものにつきましては説明を割愛させていただきます。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域への生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、それと29人以下の小規模特養などに係る給付で、支出済額は34億6,220万314円となっております。

5目施設介護サービス給付費は、支出済額53億707万8,052円となっております。

73、74ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は要支援者に対する給付に係るもので、支出済額4億1,790万2,359円となっており、その大勢を占めるのが1目介護予防サービス給付費であり、支出済額は3億423万4,194円となっております。

75、76ページをお願いいたします。3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検、審査から事業者への支払いについて長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しており、その審査支払いに係る手数料であり、支払い済額は1,504万6,244円となっております。

4項高額介護サービス等費は、支出済額3億3,085万5,992円となっております。

5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支給するものであり、支出済額は1,259万2,242円であります。

続いて、77、78ページをお願いいたします。6項特定入所者介護サービス費は、施設サービ

スや短期入所サービスを利用する低所得者の食費、居住費の自己負担額について収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するもので、支出済額は５億２，８９４万５，２８７円となっております。

４款基金積立金１項１目介護給付費準備基金積立金は、平成２９年度の繰越金のうち基金積立可能分と基金の利息を合わせた２億６，７６６万４，８４２円を積み立てました。

５款地域支援事業は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、介護支援も生活支援も含めた地域における包括的、持続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、１項の介護予防・生活支援サービス事業以外は基本的に広域連合では直接行わず、市町村に委託して行っています。

１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか基本チェックリストにより該当された方に対し訪問型サービスや通所型サービスを実施するもので、支出済額は３億３，６６６万２，９７０円となっております。

７９、８０ページをお願いいたします。２目介護予防ケアマネジメント事業費は、利用者に対して介護予防及び生活支援を目的として、適切なサービスを包括的かつ効率的に提供するように必要な援助を行うものです。

２項１目一般介護予防事業費は、要支援認定等にかかわらず全ての１号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、全ての市町村に委託しており、支出済額は２億３３６万１，６７１円となっております。

３項は包括的支援事業・任意事業費となります。まず１目包括的支援事業は全て市町村に委託して行われ、これまでの総合相談事業、権利擁護事業、包括的・持続的ケアマネジメント事業に加え、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、支出済額は４億１，５０４万９９５円となっております。

２目任意事業費は、介護給付費等医療費適正化事業を除いて市町村に委託し、家族介護支援事業費を初め成年後見制度利用支援事業費、介護相談員派遣事業などを行っており、支出済額は９，３６３万８，５６７円となっております。

６款公債費は記載のとおりでございます。

続いて、８１、８２ページをお願いいたします。７款諸支出金１項４目償還金は、平成２９年度の介護給付費等に対する国庫負担金、社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により、超過交付分３億２，５３９万２，５１０円を返還したものです。

以上、歳出合計は１９１億５，１２９万５，２４３円となりました。

次に、８３ページをお願いいたします。実質収支に関する調書は記載のとおりですが、実質収支額の相当部分は国庫負担金等の償還財源となります。

また、８４ページ、財産に関する調書では基金の介護保険介護給付費準備基金は前年度末現在高１０億５，２３６万７，５９０円に対し、年度中１億４，８７０万８４２円を積み立て、年度末残高は１２億１０６万８，４３２円となっております。

介護保険特別会計は以上でございます。

最後に、認定第5号 平成30年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

歳入からになりますけれども、事項別明細書により御説明申し上げます。112ページ、113ページをお願いいたします。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,390万1,965円でございます。これは諏訪地域ふるさと振興基金利子による収入でございます。

3款繰越金は、収入済額788万4,867円でございます。

4款諸収入は、1項1目預金利子107円でございます。

以上、歳入合計は収入済額2,178万6,939円となっております。

次に、114ページ、115ページをごらんください。歳出になります。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,308万9,062円でございます。この目の事業といたしましては、平成23年度からの継続事業であります圏域内の共通の課題であります未婚者の増加につきまして、出会いの機会をふやすため婚活支援事業に取り組み、平成30年度は4回のイベントを開催いたしました。

また、スポーツ活動を通じ圏域の地域振興に寄与しています諏訪陸上競技協会に県縦断駅伝参加支援として補助金を支給いたしました。

さらに、LCV-FMを活用しての行政情報の発信を引き続き行うとともに、圏域内住民の方々の環境美化に対する意識の高揚を図る目的により、諏訪圏域内の公共機関、小中学校に花ポット苗の配布をいたしました。

2款予備費につきましては、充用はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額1,308万9,062円でございます。

次に、116ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は819万7,877円となりました。

次に、117ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金は110万円の積み立てを行い、年度末現在高は10億4,132万3,600円となっております。

以上がふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私からの説明は以上でございます。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 それでは、私から消防に関する議案3件について説明させていただきます。

初めに、議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についてを説明申し上げます。改正内容につきましては、2枚目の諏訪広域連合火災予防条例新旧対照表をごらんください。

第16条第1項におきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法の法名称が産業標準化法に改められ、あわせて同法で定める日本工業規格の名称が日本産業規格

に改正されたため改めるものであります。

第29条の5第1号におきましては、閉鎖式スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令第12条に規定する感度試験の規格の表示が種別と表記されているため、本条例において同省令と整合を図るため、作動時間が60秒以内を種別が1種に改めるものであります。

第29条の5第6号におきましては、消防法施行規則等の改正に伴い、建物の延べ面積が300平方メートル未満の旅館、宿泊所などの特定小規模施設において特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が認められたことから、設置免除規定を追加するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第16条第1項の規定は令和元年7月1日から適用するものであります。

議案第15号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案の1ページをごらんください。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ419万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,366万8,000円とするものです。

この補正予算は、一元化に伴い平成27年度に消防本部に配備いたしました無線指令システムについて、来年度令和2年度に部分更新をしていく計画でおりますが、この部分更新には多額の費用を要することから、一般財団法人日本消防設備安全センターに部分更新に必要なシステムに係る設備機器、部品等の精査及び金額等について専門的かつ中立的立場にのっとりシステム設計の作成を委託し、適正な内容と費用に基づいたシステム部分更新を行うものであります。しかし、システム設計にはおおむね6カ月の期間を要するため、システム部分更新にかかる9カ月と合わせると年度内に終了することができないため、ここで補正をお願いするものであります。

予算の内訳につきまして、6ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、10ページ、11ページの歳入であります。5款1項1目繰越金に419万7,000円を補正いたします。

次に、12ページ、13ページの歳出であります。1款2項2目消防施設費13節委託料に419万7,000円を補正するものであります。

議案第17号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

他の認定議案と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容にかかわる点につきまして補足説明させていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず歳入につきまして、決算書の93、94ページ、事項別明細書をお開きください。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目負担金は、収入済額 2 億 3, 6 1 0 万 1, 2 3 0 円であります。
内容は 6 市町村からの負担金であります 1 節消防費負担金、2 節公債費負担金、3 節その他負担金で、この 3 節のその他負担金は高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、退職手当等に係るものでございます。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目消防手数料は、収入済額 1 億 6 9 万 8, 5 0 0 円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等であります。

4 款県支出金 1 項 1 目県委託金は、収入済額 1 億 7 万 4, 0 0 0 円であります。これは県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲り受け、消費許可などに関する事務であります。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、収入済額 2 億 1, 5 9 8 万 6, 5 4 2 円となっております。

9 5、9 6 ページをお開きください。6 款諸収入 2 項 1 目雑入は、収入済額 1 億 1 3 万 9, 6 5 7 円で、主なものは防火管理講習受講料、各署所における自動販売機電気料の徴収などによるものであります。

7 款連合債 1 項 1 目消防債は、収入済額 2 億 6 0 0 万円で、更新のため諏訪消防署へ配備したはしご付消防自動車購入の借入金であります。

以上、歳入合計は収入済額 2 億 6, 1 1 0 万 1 9 6 円となっております。

次に歳出でありますが、9 7、9 8 ページをお願いいたします。

1 款消防費 1 項 1 目一般管理費は、支出済額 1 億 3, 4 7 9 万 3, 7 4 9 円で、不用額は 3, 8 6 0 万 5, 2 5 1 円であります。これは共済費において職員共済組合の負担金追加費用が見込みより少なかったことによるものであります。

2 項 1 目常備消防費は、支出済額 1 億 5, 5 2 4 万 7 2 7 円で、不用額は 1, 8 7 7 万 2 7 3 円であります。不用額の主なものは需用費の指令システム機器修繕料、車両関係消耗品など、また役務費の手数料、これは車両定期点検手数料などが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、9 9、1 0 0 ページをお願いいたします。2 項 2 目消防施設費であります、はしご付消防自動車購入費が主な内容で、支出済額は 2 億 1, 7 3 9 万 2, 2 8 6 円であります。

2 款公債費は、元金、利子合わせまして支出済額は 1 億 8, 0 7 3 万 1, 1 6 0 円であります。

不用額の主なものは、当初予定していたはしご付消防自動車購入に伴う一時借入金を取りやめたことによる利子であります。

次に、1 0 1、1 0 2 ページをお願いいたします。3 款予備費でありますが、充用はありませんでした。

以上、歳出合計は支出済額 2 億 8, 8 1 5 万 7, 9 2 2 円であります。

次に、1 0 3 ページの実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は 1 億 7, 2 9 4 万 2, 2 7 4 円となりました。

1 0 4、1 0 5 ページは財産に関する調書となっております。

1の公有財産につきましては、変更ございません。

2の物品のうち、広報車の1台増は一般財団法人日本救急振興財団から寄贈され消防本部に配備したもの。また、はしご付消防車の1台は更新に伴い諏訪消防署に配備したものであります。

以上で、認定第4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

消防に関する議案3件の説明は以上でございます。

渡辺太郎議長 ここで、監査委員から平成30年度決算の監査結果の報告を受けます。樋口監査委員。

樋口繁次監査委員 それでは、私から監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月27日、野沢明夫監査委員とともに平成30年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

監査の結果につきましては、決算審査意見書としてお手元にお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、一般会計及び四つの特別会計につきましては、関係法令の準拠性、決算に計上された金額の正確性、予算執行の適正性及び財産運営の妥当性等を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。

いずれも正確、適正に処理されていることを認めましたので、ここに御報告申し上げます。

渡辺太郎議長 これより議案第15号について質疑を行います。

議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第17号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 平成30年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。今井秀実議員。

19番今井秀実議員 今井秀実です。1点お伺いしたいんですが、宿直体制の充実、見直しというようなことが平成30年度に行われたかなと。実施されてきたかなと思うんですが、どんな状況であつたのか。その評価という部分についてお伺いしたいと思います。

渡辺太郎議長 八ヶ岳寮長。

牛尼淳夫八ヶ岳寮長 ただいま平成30年度の宿直体制ということで、状況といたしましては、平成30年度に予定しておりました職員1名の増と。現行の3名から1名増をして4名体制ということを目途としてやってまいりました。

ただし、職員の確保がなかなか難しかったという部分もございまして、完全実施までには至りませんでした。したがって、365日毎日を1名増員という形はとることはできませんでしたけれども、最大の努力はさせていただきまして、週1日でも多くということで職員1名を増員して4名体制という日を年間に数日設けさせていただいたということでございます。その反省につきましては、また今年度、令和元年度におきまして改善を行っている状況であります。

渡辺太郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第15号、議案第17号、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号を、福祉環境委員会に、議案第16号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号をそれぞれ付託いたします。

渡辺太郎議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

渡辺太郎議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時36分

令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和元年10月9日（水）

午前 9時30分 開議

○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第17号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 認定第 1号 平成30年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|-----------|-----|-----------------|
| | 1番 | 望 月 克 治 … | 29 | 2番 井 上 登 … 36 |
| | 3番 | 金 井 敬 子 … | 43 | 4番 小 泉 正 幸 … 49 |

日程第 2～日程第9

議案第15号から認定第5号までの8件一括議題

議案第15号、議案第17号、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号 総務消防委員長報告

議案第16号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第15号から認定第5号まで8件各質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（22名）

議席

1番 宮坂 徹
3番 金井 敬子
5番 伊藤 正博
7番 伊藤 勝
9番 井上 登
11番 森山 博美
13番 伊藤 浩平
15番 芳澤 清人
17番 吉田 浩
19番 今井 秀実
21番 織田 昭雄

議席

2番 青木 利子
4番 竹内 巧
6番 望月 克治
8番 野沢 明夫
10番 高木 智子
12番 小泉 正幸
14番 百瀬 嘉徳
16番 藤森 博文
18番 渡辺 太郎
20番 早出 一真
22番 矢島 尚

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 金子 ゆかり
副広域連合長 今井 敦
副広域連合長 名取 重治
監査委員 樋口 繁次
会計管理者 藤森 一彦
情報政策課長 小池 徹
八ヶ岳寮寮長 牛尼 淳夫
消防次長兼総務課長 平林 裕章
諏訪市広域担当課長 寺島 和雄
下諏訪町広域担当課長 伊藤 俊幸
原村広域担当課長 伊藤 弘文

副広域連合長 今井 竜五
副広域連合長 青木 悟
副広域連合長 五味 武雄
事務局長 前田 孝之
企画総務課長 林 直典
介護保険課長 依田 利文
消防長 宮坂 浩一
岡谷市広域担当課長 木下 稔
茅野市広域担当課長 小平 雅文
富士見町広域担当課長 伊藤 一成

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長 前澤 由美子 企画総務課総務係長 森井 潤

令和元年10月9日（水）

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 － 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時11分

（傍聴者 なし）

開 議 午前 9時30分

渡辺太郎議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

○日程第 1

一般質問

渡辺太郎議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。望月克治議員。

6番望月克治議員 日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

4月20日の火災でお亡くなりになられた方の御冥福をまずお祈りしたいと思います。被災された皆様には改めて御見舞いを申し上げます。

この日は火災と救急出動が幾重にも重なり、広域消防ではかつてない対応を迫られました。27日の長野日報では、非常招集をかける基準となる災害の規模やタイミングについては検討課題となると、宮坂消防長の談話を伝えています。後に行われた会見では、検討の結果は出動態勢は適正だったとした上で、住民の皆さんに納得してもらえる組織を構築していきたい。消防団など関係機関とさらに緊密な連携を図り、効率的な鎮火につなげていきたいとの消防課長の弁が伝えられています。

消防は日常的には表に出ないことが多いですが、いざ火災が発生すると住民の大きな期待と重い任務がかけられる。私たち住民にとってなくてはならない大事な仕事だということが、この火災を通じて改めて考えさせられました。また、地域消防団との連携がますます重要になると感じています。

そこで改めてお聞きします。1. その後の対応についての検討は進んでいますか。2. 地域消防団との連携は進んでいますか。

以上、答弁を求めます。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 おはようございます。それでは望月克治議員の質問にお答えさせていただきます。

本年4月20日、茅野市塚原で発生した火災につきましては、建物13棟が焼損する、茅野市内においては過去に例を見ない大規模な火災となりました。本火災で被災された皆様に対しまして、改めて御見舞いを申し上げます。

火災の後、諏訪広域消防本部では、4月22日に消防本部課長、消防署長及び分署長の消防幹部を招集し、当日の事実確認を行い、5月8日には諏訪広域消防警防規程に基づき、火災に出動した全ての部隊長による火災検討会を実施いたしました。

その後、再度消防幹部を招集して臨時署長会議を開催し、重複した災害対応についての検討会を行いました。出動した部隊長による火災検討会では、出動経路、水利部署、無線通信等、現場活動における部隊行動の詳細について検証し、今後の火災現場において、より迅速かつ的確に活動できるよう検討を行いました。

また、重複した災害対応につきましては、消防一元化を契機に確立した出動などにより、消防力が低下した消防署に部隊を移動配備させる当直内移動配備や、非番・週休の職員を非常招集する緊急配備について、時期を逸することなく適正かつ早期に執行することや、火災などにおいて鎮火した場合には、ある程度の消防隊は残すものの、現場を引き上げることのできる消防隊はできるだけ早く引き上げ、再出動に備えるなど再確認したところでございます。

続きまして、消防団との連携でございますが、茅野市では本火災の1カ月後の5月22日、消防団、警察、地区の役員の皆様等による塚原大火振り返り会議が行われたところです。

会議の中で、消防署の指揮隊を中心に情報共有することで統一的な指揮命令系統の確立を図っていくこと、また実践的な訓練を早期に実施することを確認しております。諏訪広域消防といたしましても、引き続き、指揮命令、情報共有に重点を置いた効果的な訓練を実施し、消防団との連携強化に努めてまいります。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6 番望月克治議員 今回のこの火災の対応で、ちょっと無理を消防署のほうにお願いをして、時系列でいろいろデータをまとめていただいたものをもとに、私なりにその各署所の車両がどう出たかという、こういうものをつくって見たんですけれども、本当に重なっているんですね。火災と救急が重なっているということがやっぱり一番大きな原因だったのではないかというふうに考えています。

それをもとにちょっとお聞きするんですけれども、火災というのは燃え広がるとその勢いは非常にすさまじくなっていて、塚原の火災でも報道では燃え広がるのはあつという間だったと伝えられています。初期消火が重要だということをあらわしているものだと思うんですけれども、その点では火災の通報を受けた際の初動というのが大変重要になると思います。

現状の5隊を現場に向かわせる体制、最初に通報を受けると5隊を向かわせるということになっていると思ったんですけれども、そういう面では初期の対応ということで正解だとは思いますが、ま

た、一方では今回のように出動が重なった場合には後の出動が必然的に手薄になっていってしまうということになります。そうした面をカバーするためには、広域の中で隊を、今お答えの中にもいいただきましたけれども、手薄になったところにほかの署から移動をさせて消防力の均衡化を図り、多重火災に備えているということがわかりました。その結果が今回も大事、大きな火災にはなりませんでしたけれども、広域化して連携がしっかりとれる状況下でなければもっとひどいことになっていただろうなというのは推しはかることができるかと思います。

4月の火災では、後に発生した塚原では消防が到着するまでに23分を要しています。しかも初めに現場に到着したのは富士見署のタンク車両でした。今回の事例からも、最初に5隊を出動させること、それが本当にベストなのか。もう少し減らして余力を残しておいたほうがいいのかというような、そういった検討はなされましたか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 重複する火災に対しましては、本当に限られた消防力の中で完全に防除し、その被害を軽減することは本当に極めて困難であるということを確認しておるところでございます。

先ほども御説明をさせていただきましたが、当直内移動配備、また職員の非常招集など、部隊や職員を補充する中で、諏訪広域消防が保有する消防力の全てを結集して災害対応するというところで現在進めているところでございますが、現在の出動態勢は火災という通報があった場合は6隊が出動しております。消防車が3台、それと救助工作車が1台、あと指揮隊が1台、それと救急隊、救急車を1台出動させています。この6隊で出動、一つの火災に対して出動させています。また、火災現場においてはいろいろなことが考えられます。やけどをした方、火災によるけが人、そこら辺も含めまして救助隊、救急隊も一緒に配備していると。それで6隊が出動しているということでございます。

先日のこの塚原の火災の後の重複した災害対応の検討会におきましても、そこら辺も検討する中で、この火災における第1出動の6隊というのは変更しないと、継続していくと、そんな結論に達しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 済みません、私の記憶が間違っていて。6隊ということは消防車両としては3台が出動するということですね。どちらにしろ広域消防の体制を見ると、各署所のそれぞれの消防隊はそれぞれの人数が限られているので、1隊で消防と救急を出すというのは困難な状況なので、要は6隊、6消防係ですね、全体のね。それが出て行ってしまうということになるんだと思います。

検討されたということなら、それでしょうがないなと思いますので、今も言ったように初期消火が一番大事なので、そこに対応するのが一番いいことかなと思います。

次に、消防団のほうでは付近の用水路では水が足りなかったということで、離れた場所から中継して放水をしていたと伝えられています。地域をまたいでの用水を現場に集中していくということもお聞きしていました。この件のような規模になると、広域消防だけの対応というのは、今も繰り返しおっしゃっていますが困難ですよ。地域消防団の必要性ということが実感されたとも伝え

られています。

決算の成果説明書を見ますと、6市町村の消防団と訓練及び研修会を6回実施したとありますけれども、どのような研修をなされたのでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防団との合同訓練でございますが、指揮隊とあと消防団との連携についての訓練が主なものでございます。やはり火災現場になりますと、先ほどもお話しさせていただいたとおり、指揮隊が必ず出動しますので、そこの中で常備消防の消防隊、それと消防団の消防隊との連携、また活動内容も若干違ってきますので、お互いがいい活動、連携したそれぞれの役割を果たすようなそんな訓練内容でございます。諏訪圏域には六つの消防団がございますので、各消防団と常備消防、それぞれの指揮隊との訓練を実施したところでございます。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 各消防団と指揮隊ということで、大きなまとまり同士になりますよね。今回の火災でもそうなんですけれど、現場はやっぱり限られた地域で、そこに来る消防団はその地域の分団が主になりますよね。なので、基本的には6市町村の消防団というよりもそれぞれの地域の分団とのつながりが一番重要になってきて、そことどれだけ情報がやりとりできていて、水利がどうなっているかというところを把握していくことが大事だと思うんですけれども、そういう点では何か進んではいるんですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 今年度行わせていただきました消防団と指揮隊との訓練におきましては、数がそれほど今までの経験がなかったものですから、やはり消防団の幹部の皆さん、特に団長さんを初め副団長さん、分団長さん方等との連携を主にさせていただいたところもございます。

今後はやはり、それぞれの分団長さんを初め現場のポンプ車等々の訓練も必要かと思っておりますので、ぜひ進めていきたいと思っております。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 ぜひ進めていただきたいと思います。そうした取り組みを進めていくには、やはり消防団と広域消防の連携をとる担当の職員というものが各署に必要ではないかと思うんです。

広域消防の本部にそういう方がおられても、それぞれ本部も入れると9ですね。そこと地域の6市町村の消防団、またはその下に数々ある分団との連携をとるには、やはりそれぞれの署所ごとにそういう担当を置くことが必要ではないかと思うんですけれども、そういった体制は今はできていないと思うんですがいかがですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 現在、諏訪広域消防本部の中には、今、議員がおっしゃられたように六つの消防署、それと二つの分署がございます。消防本部では直接火災現場の活動に関しては指揮、命令は出していないのが主ですので、現場では岡谷、諏訪、茅野に指揮隊を置いてあります。

ここの指揮隊が主に現場活動の指揮をするものですから、その指揮隊があるんですが、消防団に

対しましては、六つの消防署にそれぞれ消防団担当を置いております。係長２人体制のところもあれば１人体制のところもいるんですが、それぞれの団の規模等によって人員は違ってくるんですが、現在６市町にそれぞれ置いて、六つの消防団との連携を図っている状況でございますので、そこら辺は今体制は整っていると考えております。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

６番望月克治議員 職員の配置状況などを見ますと、茅野の西部と北部、それから原村の原消防署は庶務がいないので、消防署長がいて、その下に消防係が三つ。３交代制なので３隊あって、それぞれがこの３隊、三つの署所は５人なんですよ、一つの消防係が。５人ということは、消防車を１台出したら、それでも基本的には署長を残すだけになってしまうわけですよ。救急車はもう出せないという状況。署長と５人の消防係の中で消防団とのつながりを持つということになると、茅野市は茅野署があるので、そこに担当がいれば済むかもしれないですけども、原村はこの庶務の方がそれを兼ねてやっているということによろしいですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 今お話しのありました庶務係、各署の庶務係というもので消防団を担当させていただいております。ですので、それぞれ消防署には庶務係がありますので、その者が消防団を担当させていただいております。ですので、原消防署の庶務係が直接消防団の担当でございますので、団長さん等と連携を密にして担当していると、そういうことでございます。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

６番望月克治議員 確実に１人担当がいてやっていただいているということならば、そこをしっかりとまた連携を強めていただければと思います。

消防の一元化計画というのがあって、そこでは人員を２２９名ということがうたわれて、人員を減らしていこうということが行われていたんですけども、今決算の段階から１０人ふやしてということになっています。非常にいいことだと思っているんですけども、ただその内容を見ますと通信指令室のところがちょっと手薄なので、そこを何とかすると、やはり計画より１０人ふやさないとなかなか進まないのではないかなというようなことだったと記憶しているんですけども、現場ですよ。実際には現場の人がやっぱり必要なのではないかなと思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 おかげさまで、来年度から計画的に職員をふやすということになりました。今お話しのありました通信指令課は１１９番の窓口でございます。どうしても災害、救急等が発生したときは１１９番をかけていただくんですが、その受付でございますので、消防の窓口となるところでございます。ここはやはり層を厚くして十分体制を強化したいと、そういう思いで当初の計画より３人ふえているところでございます。

また、先ほどお話しさせていただきました消防団担当職員、庶務の者でございますが、そこら辺も消防団にしっかりと専任していただきたいと。そういうことで、どうしても現場の火災、救急に向

かう職員の数が今までは不足していたというところがございます。その分今回10人増員させていただくということで、その分を各署所に配置したいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 ぜひ現場に力を注いでいただきたいと思います。

火災現場に向かう消防車両についてお聞きしますけれども、本来は1台に5人乗務が基本だとお聞きしているんですけれども、1消防隊が5人の署所が三つありますよね。そこで有給や何かで休みをとっちゃうと4人になるということで、4人で出すことも現状では行っているということでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防の出動に関しましては、また職員の数等々に関しましては、消防力の指針というものがございます。これによって消防も職員体制、出動体制等を整えているところがございますが、消防車、ポンプ車、タンク車、水を積んでいる車がタンク車という名称で呼ばせていただいているんですけれども、消防車に関しましては、5人または4人という基準でございます。ですので、本来5人乗ればいいんですが、やはりその職員数、また休暇等もとらなきゃいけないところもあるものですから、4人で活動していると、そういう状況でございます。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 4人で出るところもあると。西部、北部、原は1消防係が5人なので、有休をとると4人になる。ほかのところは7人とか11人とかいろいろあるので、そういったところでは消防を1隊出しながら、一つの日勤なら日勤の中で救急車も出せるという体制ができていているということで、これは確認ですけれどよろしいですか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 機関署と呼んでいますが、岡谷、諏訪、茅野消防署では職員が10名ほどいますので、例えば諏訪署管内で火災があった場合には諏訪署からは当然出ます。隣接の岡谷消防署または茅野、下諏訪消防署からも必要に応じたポンプ車または救急車等が出ますので、そうした場合には、10人当直しているうちでもポンプ車で4人出ますと残りは6人ということになります。そうすると、救急車または救助工作車も出ることのできる体制は整っていると、そういうことになります。

災害の種類とまた規模によって出動する車両等も、どこの署からどの車が出ると、そういうことも指令等の装置の中ででき上がっておりますので、それによって出動する車両も変わってくるんですが、今お話しさせていただいた三つの機関署は職員も大勢いますので、いろいろな車が出れると。

そんな体制になっております。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 その今の諏訪、岡谷、茅野に関しては複数の出動が可能になるということと、広域化されているので連携がとれて、6隊出すためにはもうこの圏域全てのところから集まってく

るという状況になるということですよね。

それにしても今回のように火災が二つ、時間はずれてですけども起こり、その間に救急の出動が今回は3件同時に起こっていますよね。要するに五つの事象が起こっていて、二つが火災で6隊を要するということになる、もう三つで15隊が出払ってしまうということになる。

例えばですよ。この後にこの日は豊平で下草火災が起こっていますが、これがもしもっと早い時間に起こっていたら、そこに果たして手を向けられるだけの消防力があったのかということを1点確認したいんですけども、それは何とかなったということでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 計画でいきますと、先ほどからお話しさせていただいたように、6隊、6台の消防車、救急車等が一度に向かうんですが、火災または救急が連続して同時時間帯に発生していますと、指令課のほうで出ることのできる車を向かわせると。そういうこの圏域の中の出られる車を常に把握しておりますので、そこで本来なら本当に6隊が行ければいいんですけども、例えばポンプ車1台、救助工作車1台の2台で行きなさい、そういう臨機応変的な出動指令を指令課のほうでかけるようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長 望月克治議員。

6番望月克治議員 三つ目になると、もう十分な基本的な隊で向かうということが困難になるだろうなということが確認できたと思います。

この6市町村の中で3件火災が同時に起こることがあり得ないかということ、あり得るわけですよね。そうしたときに今回も北山の火災が起きて、塚原の火災が起こる前でしたよね。確か救急で非番の人たちも出てきてもらって、次の出動に備えるということがあったわけですけども。

一つでもそういう状況をつくるわけですから、二つになったらもう本当に常に消防団、消防隊員の方々はいつ出て行かなきゃいけないかという状況で毎日暮らしておられる。

3交代制なので、日勤をやって休んでというか、ちょっと順番を忘れました。日勤をやって控えて休みがあるという状況ですよ。そうした中で、有給の人がいても、5人のところは4人で出すので何とかなるということですが、やはり消防隊員の方々はみんなに迷惑をかけるという思いもあるでしょうし、なかなか休みをとれないということは、以前にもこの場でもいろいろな方が聞いていますけれども、そうした状況があるわけですよ。連休をとるなんていえばもっと大変なわけです。そういう状況が本当にいいのかということですよね。

やはり大事なところで私たちの生活を基礎として支える仕事をしてくださっている。ふだんは何もなければ仕事はない、ただ訓練をしているというだけに見えてしまうかもしれないですけど、今回のようなことがあると本当に重要な役割なんだなというのがわかってくると思うんですよね。

その方々をやはり基準に照らして、定数でいけば消防指針ですかね。その指針でいけば250人、この圏域では必要なんじゃないかと言われているわけですから、そこまで持っていくことが本来の形ではないかと。人を減らす、それは皆さんも人件費が一番自治体経営の中で多くお金がかかる場所なので、そこを何とか少しでもという思いはわかるんですけども、事は安全・安心のことな

んですよ。

今回、東電の原発事故の裁判で、東電の3人が刑事裁判を受けたんですけども、無罪になりました。そこまでの安全性、原発事故を完全に起こさないようにするまでの責任はなかったということで無罪になったんですけども、当事者の被災された方々は釈然としないですよ。今回の塚原の火災でも、歩いて15分ほどのところに消防署があるわけですよ。でも、来たのは23分後なわけですよ。それは火災が重なっていたからということで、頭の中ではわかっても、やはり釈然としないところは当然お持ちだと思います。広域化されてもっと強化されたんじゃないかというのは、絶対に住民としては頭の中にあるので、そこは安全のためには万全とは言わなくても、基準とされているところまでは持っていっておく必要があるんじゃないかと私は思うんですね。

そのことが消防署の職員の皆さんが安心して仕事ができる。だって家族もいれば、連休で休んで旅行にも行きたいでしょうし、そういうことも現状ではなかなか難しいということがあると思うんですよ。そこは基準に持っていくことで、人員をそこまで確保するというで何とかこの私たちの社会を支えてくれている皆さんの生活をしっかりと見ていく。働き方改革なんて言われるので、ぜひその辺を連合長の皆さんにお願いをして質問を終わります。

渡辺太郎議長 次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

9番井上登議員 皆さん、こんにちは。諏訪市の井上でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をいたします。介護現場の人手不足について、介護施設の状況について、そして認知症状のある方への対応について質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に人手不足の問題ですが、介護業務は以前から仕事のきつさや責任の重さ、夜勤などの勤務のきつさの割には賃金水準が低いなど、人材の確保が難しい職種というふうに言われておりますが、要介護者が増加してくる中で、一方では労働力人口が減少をしている、人手不足という問題が一層深刻化している状況にあるというふうに思います。広域連合ではアンケートの実施を行っていますが、人材不足によって要介護者に必要な介護サービスを十分に提供できなくなっているのではないかいということも心配されるところでございします。

現実にサービスも低下している実態があるのかどうか、どう把握しているのかについてお聞きをしたいと思います。また、アンケート調査の結果から見えてきたものは何か。そして、今後の人手不足への対応について伺いたいというふうに思います。

以下、質問席にて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 井上議員の御質問にお答えをいたします。

諏訪広域内の介護現場での人手不足の状況につきましては、平成30年8月に実施いたしました介護人材等に係る事業者アンケート調査におきまして、求人を出しても応募がないと6割近い事業所から回答があり、また、本年5月に介護職場に従事する方を調査対象として実施いたしました介護従事者等アンケート調査におきましても、多くの方が人手不足の状況にあるとの回答でありました。

御質問の人手不足によるサービスへの影響でございますが、施設サービスにおきまして、介護職員の欠員によって本来利用できる施設の利用定員を減らし、介護職員の人数に合わせた利用者数にせざるを得ない施設が出ております。

次に、今年度実施いたしました介護従事者等アンケート調査についての御質問でございますが、諏訪広域内の295の介護サービス提供事業所に勤務されている4,727人を対象に実施し、2,211人から回答がございました。回答率は46.8%でございました。現在、集計作業を進めながら、昨年度実施いたしました介護人材等アンケート調査の結果とあわせ、考察を行っている段階であります。

人手不足の解消や介護人材の定着、掘り起こしを早期に解決できる方策は大変難しいものではございますが、介護保険者としてでき得る取り組みを考えてまいりたいと思います。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 ありがとうございました。現実には人手不足によって業務に支障が出ていると思います。これは要介護の人、利用者、施設利用者のみならず家族にも大変な負担がかかっているわけございまして、早急に対策をとらなければいけない問題だと思います。ぜひ積極的にこの対応に当たっていただきたいと望むところであります。

また、介護職員については、経済的にも身体的にも、精神的にも安心して働けるような職場環境を整備することが非常に重要だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、人手不足という状況の中で、介護施設としての特別養護老人ホーム、いわゆる特養と言いますけれども、その状況についてお伺ひしたいと思います。

施設では、いわゆる多床室とそれから個室というふうに分かれるわけでございます。新しいものはいわゆるユニット型個室となってきたわけでございますけれども、確かに新しい施設はきれいであるし、プライバシーの配慮というものもあり、そういう点では利点がありますけれども、費用面では多床室よりは少し高額になるわけですね。よって、経済的な理由や、あるいは多床室のほうがほかに人がいるので安心だという方、家族もおられるわけですが、そのようなことで多床室を希望する方もおられるわけでありまして。

特養自体は公的施設ですので、民間の施設よりは安い費用で入所できるわけですが、それでも介護度や収入によっても異なりますけれども、それでも多床室に比べて個室の費用は少し高額であると思います。

しかし、多床室を希望しても空き室状況から多床室への入所はなかなか難しいと。特に男性は困難とされていますが、この多床室と個室での利用者の入所期間の状況について伺ひたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 それでは、特養の関係の御質問につきましてお答えしたいと思います。

諏訪広域内には、県が事業所の指定をいたします定員30床以上の施設が13施設、介護保険者が事業所の指定をいたします地域密着型サービスとしての定員29床以下の施設が7施設と、計2

0施設の特養がございます。令和元年9月末での総定員数は1, 149床となっております。また、居室の種類別では、個室施設が13施設で定員が681床、それから多床室施設が7施設で利用定員が468床となっております。

御質問のございました個室施設と多床室施設とでの入所のしやすさ、また入所期間等に差が生ずるのかということではございますが、利用できる総数の割合が、個室が6に対して多床室は4と利用できる人数に差がございます。また、多床室施設の場合は今御指摘がございましたが、男性の居室に空きが生じてですね、その居室に女性を入れる男女混合部屋というものはございせんので、どうしても利用されている割合が女性が8割、男性が2割くらいの状況の中で推移をしておりますので、性別によって多床室の場合は名簿順とならないといった状況もあるかなと。また、個室施設と多床室施設とで若干の差が生ずることはあるかなと考えているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 介護の方を抱えている家庭は、家庭で見ることが困難ということで施設を希望するんですけども、大変な状況の中でとにかく施設に入りたいという思いで、余り細かいこと、細かいことというか経済的なことも考えずをお願いをしてしまうという状況がありまして、入ってから、あるいは支払いの段階になってからちょっと無理だというようなことがありまして、他の施設に入りたい、多床室にお願いしたいと。多床室ではなくても安価な施設に入りたいという希望があるわけですけども、そういう中でやはりその受け皿がしっかりとしていることが非常に大事だというふうに思います。

また、従来型の多床室ですと、もう施設も老朽化していて、そして働く人もやはり新しいところで働きたいというようなこともあると思うんです。そういう中では、今後多床室というものは本当にしっかりと確保できるかということが非常に心配されるんですけど、その点はいかがですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 先ほど申し上げましたように、特養を指定する定員数によりまして県と保険者とで異なります。国の政策の中とすれば、個室優先で今まで来ている状況がございます。地域密着型サービスにおいて、29床以下につきましては多床室の決定もあり得ることかなとは思いますが、実際施設運営側からしたときに、多床室部屋だとホテルコストがとれないこともございまして、建設に係る費用が若干事業所に対してなかなか介護報酬に含まれないという状況もございまして、経営、設置側からすればホテルコスト、建設コストを利用者さんに分担していただく個室型のほうが手を挙げやすいという状況も正直ないことではないと思っております。

ただ、これからその経済状況の高齢者の方々はどのように分布になっていくかということが非常に大きな話になるかとは思いますが、多床室のニーズがあるのであれば、また地域密着型の中での指定の中では皆さんと御相談しながら検討していきなさいかなと思っておりますが、今はそんな状況でございますので、多床室部屋はなかなか建設コストの回収が難しいというところもございまして、なかなか事業者が手を挙げていただけない状況かなと思っております。ただ、必要に応じては多床室も考える余地は地域密着型ではあるかなと思っております。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9 番井上登議員 ぜひ、その対応をお願いしたいと思います。

それで、特養全体としても待機者ということがいつも問題に出てくるわけですが、一般的に特養に入所される方の入所期間というものはどういうふうになっているか。また、施設によって入所しやすい施設もあるように伺っていますけれども、その利用期間に差があるのでしょうか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 ただいまの入所期間の御質問でございますが、入所期間につきましては、入所者それぞれの個人の心身状態が違いますので、なかなかその3年間必ず入るんだとかそういうことはできないわけでございます。それとあと、居室の形態が入所期間を左右することは余りないかなと思っていますところでございます。

ちなみに平成30年度中に退所された方の状況でございますが、308名の退所者がございますが、一番長く入所されていた方は18年と11カ月、一番短い方は7日間ございました。また、居室の形態別で308人の方の入所期間を見ましたところ、個室施設での平均入所期間は35.7カ月、約3年。多床室での平均入所期間は36.2カ月、約3年と、平成30年度308名の方の入所期間を見たときには、特に個室、多床室ともには差はない状況かなと考えているところでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9 番井上登議員 次の質問ですけれども、特養に入所される方の健康診断や延命措置などについて入所時に施設と入所者、またその家族の間でいろいろ相談をしていると思うんですが、どのようにそれを対応しているか。これによって入所期間というものも多少変わってくるように私は思いますが、その意思疎通がどのように行われているかお伺いします。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 利用者さんの健康診断等々につきましての御質問でございますが、利用者につきましては各施設、嘱託医の医師がおられます。月1回の健康チェックは各施設は必ずされているかと思います。ですので、継続的な健康管理は各施設の中ではされているかなと。しなきゃいけないことになっておりますので、日ごろの健康チェックは、毎月施設の責任としてされている状況と御理解いただいてよろしいかと思います。

また最期を迎えるときという、失礼な言い方かもしれませんが、延命措置をするかどうかのことにつきましては、入所時の利用契約におきまして、そのような状況になった場合にはどうするか、施設側と利用者またはその御家族とが契約の中で意思疎通を図っていくというのが一般的な取り組み例となっております。また、入所時に確認ができない場合におきまして、延命等の措置の判断が必要となった場合につきましては、施設と御家族とが意思疎通を必ず図りながら進めていく。御家族の意向、御本人の意向は必ずどこかの段階できちんと確認をしながら取り組んでいる状況でございます。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9 番井上登議員 健康診断を受ける場合、施設が移動した場合ですね、老健から特養とかいう場合にまた新たに健康診断などを受けるわけですが、問題だと思うのは、診断によって薬が変更になるとかいう場合に、入所者の健康状態が変化するかそういう状況も出てくるんですけれども、それらについて医師とのきちんとしたコンタクトができていくかどうかということ。

それから延命措置については、契約のときにはそういうふうに言ったかもしれませんが、家族としてそんなに延命のところまでをきちんと想定していない場合があって、いざとなった場合にはまた違うような反応をするということもあるんですよ。その辺のところの対応がその都度きちんと話ができているかどうか、その辺が少し心配なんです、その辺はいかがですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 まず施設を移動した場合、老人保健施設から特養に移られた場合とかのところには、それぞれ施設同士の情報共有がされるのが自然な状況でございます。その中で、医師の見立てによって若干服薬が変わるということも中にはあるのかなと思いますが、きちんとした情報提供をされている環境の中でそう大きく変わることはないだろうなど。ただ、そこは情報共有はきちんと、施設が移る場合等については起こりますし、在宅から施設に入る場合においても連絡票等を使いながら情報提供が遮断されないように、各事業所、ケアマネージャー、各施設とは取り組んでいただいている状況かと思えます。

また、延命措置等が必要になったときの対応については、先ほど申し上げたとおり御家族等とのきちんと確認はとられて、施設の意思で行うということは一切ないかと思えます。ただ、なかなかその御家族と連絡がとれないとかいう状況があるかとは思いますが、必ず御家族の御意向、御意思はやっぱりどの場面でも必要になってくることだと思いますし、また御本人が入所時に、そういうことはしたくないよというような一つの意味を示されているのであれば、それに従うのかなとは思いますが、決して施設側の判断でとり行うということはないということで御理解いただければと思います。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9 番井上登議員 次の質問ですけれども、認知症状のある方の特養への入所というのがどうなっているかについてお伺いをしたいと思います、認知症状があっても介護度が1・2という場合に、特例的な要件がない限り入所ができないというふうになっていると思います。その辺の対応はどのようなになっているかお伺いをしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 認知症状のある方への特養の入所についての御質問でございますが、御承知のとおり、特養への入所は原則介護度3以上が必要となるわけでございます。要介護1・2の方の認定の場合につきましては、認知症状が極めて重く日常生活に支障がある場合や精神症状により意思疎通が困難、介護者等の虐待により日常生活が困難といった状況が認められる場合につきましては、特例入所として特養への入所申し込みが可能となり、入退所判定委員会での判定後、入所が可能となるという段階になっております。

特例入所として認められない場合につきましては、特養の入所申し込みはできない状況ではございます。ただ、認知症状等によって在宅生活の維持が困難な場合がある場合につきましては、認知症グループホームや養護老人ホームの利用が考えられます。そのときにですね、各市町村にございます地域包括支援センターや市町村の高齢者担当窓口に御相談いただければよろしいかと思います。

ただ、認知症があって在宅生活が困難で1人で困らないようには各市町村の包括支援センターも相談に乗りますので、お気軽に御相談いただければと考えているところでございます。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 実際に認知症の方が特養に入っている割合はどの程度なのでしょう。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 特養に入所されている方の認知症の割合については、申しわけありません、算出はしておりません。

ただ、一つの考え方になるかと思いますが、平成30年度中の要介護3以上に認定された方、高齢者の認知度をちょっと確認いたしましたところ、自立が5.6%余りしかいらない。介護度3、4、5の認定を受けた方の5.6%は認知症がない状況で、残りの94.4%の方は何らかの認知症があるという状況で来られております。ですので、特養に入所されている方が介護度3以上の方であれば、やはり90%くらいの方々は何らかの認知症の重い、軽いはあるかとはございますが、お持ちの方が利用されているのではないかと推察しております。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 認知症の方を抱えている家庭というのは非常に大変だと思います。失禁であるとか見守りができないとか、大変困難な状態、状況を抱えている人がかなりいると思うんです。ぜひですね、これらの方々が施設にきちんと入れるように配慮していただいて、入所条件の緩和等も検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、認知症状がある方が施設に入っていて暴力を振るってしまうと。職員に対して暴力を振るってしまう、職員などにもですね。こういう場合に、施設はどのような対応をしているのか。

また、介護の中での事故、特に食事介助のときの事故があったような場合にはどういう対応をしているかについて伺いいたします。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 認知症状がもとで介護職員等への暴力行為について、また介護上の事故等についての御質問でございますが、施設に限らず介護サービスを提供されている事業所に対しては、介護サービス提供中に起きた事故のてんまつについて、事故報告書の保険者への提出が義務づけられておりますが、利用者から介護従事者の受けた事故についての報告は求めておりません。ですので、介護者が利用者に対して起こした事故の報告は受けますけれども、利用者から介護者が受けた事故とか暴力についての把握はなかなかちょっとできない状況がございます。

そんな中でですね、利用者の認知症状や精神症状が原因で施設内で職員や他の利用者に対して不適切な行為があった場合については、必要に応じて専門医療機関への受診や入院措置等をとること

もある状況でございます。

また、食事介助中の事故につきましては、平成30年度の事故報告では11件の状況がございました。そのうち特養からは5件の報告があり、いずれも誤嚥によるものということでございます。

それで誤嚥によるものでございますが、認知症状が原因での誤嚥というものが起こり得るのかということも、医学的にはいろいろな見地がございます。ただ、認知症状によってこれが食べられるものなのかどうかの認知が落ちる、認知できないということで誤食だったりとかということは起こり得るものでございまして、各サービス提供事業者においては食事介助、食事の時間というものについては大変気を配りながら、事故のないように一番気を使いながら、介護をされているという現実がございます。ただ、その中でも見えないところでの事故等が起こり得ることもあるかなと考えているところでございます。

ただ、その対応につきましては、各事業所とも適切なマニュアルであるとか、家族への連絡だとか、決して放置をしないように。また、必要に応じては医療機関への受診を速やかに行う等々の対応をさせていただいているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 人手不足という中で施設も対応が大変なわけですがけれども、暴力などが激しいということになると、職員のみならず施設の中でサービスを行っている散髪とか、そういった人たちにも暴力を振るってしまうという中で、施設側は非常に困るわけです。そういう中で、施設側としては何とか手のかからない入所者のほうが楽なわけですがけれども、そういう状況に近づけたいというようなことで、例えば薬の投与、注射などを行っているところもあると聞いていますが、そのことについてどうお考えですか。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 なかなか行動抑制のために服薬、投薬とか薬だとかですね、そういうことにつきましては、やっぱりそこは医療機関からの話でございます。ですので、行動抑制を行うためのことにつきましては、やっぱりそれはある意味虐待につながる可能性もあるかなということもございまして、医療機関への受診があった上での判断になってくるものであれば、そこは非常に高い倫理観の中で行われているものであると思いますが、介護者側の倫理の中で行動抑制をさせてしまうということは非常に問題だと思います。

ただ、諏訪広域管内の施設、事業所は決してないかなと信じていたいなと思っているところでございますが、行動抑制については、やっぱりよく考えていただかなければならないこと。それとそのためには専門医療機関がございまして、そことの連携はきちんととっておくということも必要ではないかなと思っています。

渡辺太郎議長 井上登議員。

9番井上登議員 入所者、家族とのしっかりした話ができていてやっているとは思いますが、しかし、家族側は医療については余り詳しくありませんので、どうしても行った後にこんなことではなかったのではないかなというような不満も出てくるわけですね。そういった面で、十分に家族

との連絡や話し合い等をする中で行っていただきたいと思います。そして、思わぬ事にならないように、今後のよい介護を願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

渡辺太郎議長 次に、金井敬子議員の質問を許します。金井敬子議員。

3番金井敬子議員 質問番号3番、金井敬子です。介護保険事業について、通告に従って順次質問してまいります。よろしくお願いします。

最初に通告したのは、特別養護老人ホームへの入所手続変更後の状況についてです。

昨年10月から特別養護老人ホームの入所申込窓口が各自治体から入所を希望する施設への直接申し込みに変わりました。1年が経過するわけです。この変更で入所手続の円滑化が図られ、施設に空きが生じた際に早急に次の方に入っていただくことによる施設運営面でのメリットが期待できる反面、待機している方や御家族にとって入所にかかわる公平性が担保されるのかは大変心配されていた点です。

各施設に入退所検討委員会がつくられ、そこでの審議により入所者が決定されることになっておりますが、その委員会には施設職員以外の方を委員とすることが望ましいと、広域連合の示したガイドラインにはありました。第三者が加わることで、公平性が保たれるという意味合いですが、広域連合や自治体が施設の入退所検討委員会に直接参加する事例はあったのでしょうか。それも含めて、施設ごとの待機者や入所者数、検討委員会の開催状況等を保険者として広域連合はどう把握されているのでしょうか。

そして、実態把握から入所判定の公平性について、どのような分析がされているのでしょうか。

湖周、岳麓、あるいは自治体別などの地域別、また介護度別に入所に隔たりが生じているようなことはないでしょうか。以上、最初にお聞きします。

渡辺太郎議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 金井議員の御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所申し込みは、平成30年10月より市町村から入所を希望する施設に移行し、1年が経過いたしました。

移行後、6カ月ごとを目安に、施設の職員、市町村の担当者、諏訪広域連合の担当で構成する特養入退所事務連絡会を開催し、申込先移行後の事務等の取り扱いについて、施設ごとにばらつきが生じないよう評価基準や入退所判定委員会の運営上の課題等を共有し、検討や協議を行っております。

本年5月に初めての特養入退所事務連絡会を開催し、移行後の状況について確認をいたしました。大きな混乱もなく、スムーズな移行ができたと考えております。

御質問の窓口移行による入所の公平性の担保につきましては、諏訪広域内での入所の基準や取り扱いを示した諏訪広域連合介護老人福祉施設の入所ガイドライン、これを施設の職員、市町村の担当者、諏訪広域連合の担当者の3者で検討、確認をし合いながら作成し、それをもとに運営を行うことといたしました。

入所ガイドラインでは、入退所判定委員会の委員構成として、施設職員以外の委員を委員とする

ことが望ましいにとどめています。施設職員以外の方を委員とする場合、委員報酬や交通費等の費用が新たに施設側に発生したり、判定委員会の開催の時間帯を業務終了後に設定した場合、委員会の開催が夜間となり参加者の負担になるなど、入所ガイドライン策定時の検討の中で御意見がありまして、望ましいということにとどめた経緯があります。

移行後の平成30年12月に各施設での入退所判定委員会の開催状況や、委員会の構成員について調査をいたしました。各施設とも委員会の開催は毎月定期的に行われ、委員会の委員構成では、20施設中7施設で施設職員以外の方を委員としておりました。施設職員以外の委員は、施設の第三者委員や嘱託医、施設所在地の市町村職員で構成されておりました。

各施設での入所希望者数や入所されている方の状況につきましては、6カ月ごとに入所希望者名簿及び入所者名簿の提出を各施設にお願いして把握に努めております。また、毎月の入退所の人数につきましても、各施設に御報告をお願いし状況把握に努めております。

移行後の入所判定時での公平性につきましては、入所ガイドラインの運用が公平性を担保するものと考えております。また、移行後の地域や介護度別に入所に偏りが生じていることはないかとの御質問につきましては、特養入退所事務連絡会の開催や入所希望者名簿、入所者名簿から入所者等の状況を把握してまいりたいと考えております。

ちなみに、平成30年度中に入所された方の平均介護度を移行前後で比較してみると、平成30年4月から9月の入所者は140人で、平均介護度は3.9。10月から3月の入所者は197人で、平均介護度は4.1となっております。移行後に介護度の高い方の利用がふえたと思われ、移行による偏り的な現象は现阶段ではないと考えております。以上でございます。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 公平性は担保されているということであります。一安心するところですが、引き続き客観的な現状把握と分析の継続を求めたいと思います。

それでは、次に特養待機者数についてお聞きいたします。昨日の委員会のときに平成30年度末の特養待機者数をお聞きしてあります。待機者数は684人、その1年前に比べて121人増加しているとのことでありました。この数は平成30年度末ということで御報告いただいたわけですが、直近の待機者数はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 特養の待機者数につきましては、平成30年度末で684名でございました。先ほど前段の御質問でお答えをさせていただいたとおり、6カ月ごと各施設からの名簿を取り寄せ、集計をさせていただく関係がございますので、令和元年9月末はまだ実施をしてございません。ですので、最新の情報については手持ちではない状況で、これから集計になるということで御承知いただければと思います。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 それでは、もう10月に入っておりますので、9月末で報告いただいた数がわかり次第またお知らせいただければと思うわけですが、この平成30年度末の待機者数684人、

1年前に比べて121人ふえている。待機者が減らないどころか増加してしまっている現象に対する対策は急務だと考えます。圏域における施設整備を進めていただくことが最大の解決策になります。計画に沿った施設整備の進捗状況をここでお聞きしたいと思います。

第7期介護保険事業計画におきましては、特養、地域密着型を含む介護老人福祉施設は79床ふやされ、期末の累計数が1,212床になる予定ですが、現在までの進捗状況をお聞かせください。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 第7期介護保険事業計画での施設整備の進捗状況についての御質問でございます。今現在の状況でございますが、特養の整備の79床につきましては、50床が既存の施設のショートステイ、ショートベットからの転換で50床を。それから29床分は地域密着型特養として整備をする予定で進めておるところでございます。

79床のうち50床については、6施設で転換をするということで既に御承知いただき、順次進めておりますが、令和元年9月末におきまして、2施設16床分が既に転換をさせていただいている状況でございます。そこで、転換分の残り34床については、事業計画内には転換をされる見込みでございます。

また、地域密着型の特養29床分につきましては、今年度公募を4月からかけさせていただいたところでございますが、手を挙げていただく事業所が今現在あらわれていないというのが現状でございます。また、この29床につきましては何とか整備をしたいということではいるわけでございますが、なかなか事業所が手を挙げていただけない現実には直面しておりまして、その対応をどのようにするか検討はしていきたいと思っております。

そのほか、第7期事業計画では認知症グループホームの18床、それから老人保健施設12床の整備を計画しているところでございますが、認知症グループホームにつきましてはもう既に設置のめどが立ちまして、老人保健施設につきましても当初12床の整備を見込んでおりましたが、8床多い20床の整備が第7期事業計画中に見込まれる状況となっているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 ぜひとも、第7期事業計画中に予定されている79床、ぜひ増床を確実に願いたいところですが、この数がふえたといいたしましても、先ほどの特養待機者数を限りなくゼロに近づけていくには全然数が足りないということであります。これはもう計画を確実に実行していただくこととあわせて、次期第8期の事業計画でも増床数を伸ばしていただきたいと申し上げざるを得ないところかなと思います。

そして、大変気になるのが昨日の介護保険事業の運営状況の中でも触れられました。また先ほどの井上議員の答弁の中でも触れられましたけれども、介護サービス事業所の状況であります。介護施設については、この間増減はないとのことでありましたが、人手が確保できないなどの事業所の個別事由により、備えている全てのベッドが稼働していない施設があるというのは大変気になります。そのことによっても待機者が減っていかない状況が作り出されてしまっています。

そうした稼働していない状況について、広域はそういった状況をつかんでいると先ほどの答弁の中にはございましたが、施設の状況により稼働していない数の変動は日によって変わってくるのかなという思いもいたしますけれども、具体的には何床分くらいが稼働していない状況が今あるのか教えていただければと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 介護職員が不在、欠員によって施設等の定員割れというか定員を減にしている状況につきましては、保険者に対して御報告いただいている施設が3施設ございます。その中の状況といたしましては、全部の定員で3ユニット分くらいが欠員というか利用できない状況と捉えているところでございます。

ただ、その職員の欠員の状況にまでちょっと踏み込んで確認をさせていただいたところ、法定基準内、制度上、利用者3人に対して1人の介護職員、介護に従事する職員という言い方になりますけれども、その充足率はある中で定員を減にせざるを得ないという状況で、定員を減らしているという状況になっているところでございます。

言いかえれば、諏訪広域全体の中の施設に関しては、法定内でやったらやっぱり十分な介護ができない、サービスが提供できないという中で、そこにプラスアルファの人数を入れた中でユニットケアを主に行っている状況として、よりよい介護をしようという意識のあらわれの施設が非常に多いと。だから、法定内でいったら営業はできるんだけど、ちょっとその質の低下が見られる可能性もあるよみたいなところの意識が非常に高いかなと思いながら、法定内で充足されていますが、それではちょっと不足かなということで、定員をあえて減らしているという状況がございます。

いずれの施設におきましても、今年度の終わりにはその解消をしていきたいという意向で、こちらとしては把握をさせていただいているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3 番金井敬子議員 可能な限り早く、これが全て100%稼働する状態が望まれるわけですが、そのためにも介護従事者の確保と育成という視点が大変大切になってくるかと思えます。

次の質問に移ってまいりたいと思うのですが、先ほど井上議員の質問でも取り上げられましたけれども、介護現場における介護従事者の低賃金、あるいは重労働を起因とする人手不足の慢性化は、当圏域内だけではなく全国的にも一向に改善傾向には向いていないのが現状かと思えます。

昨年3月の当議会の一般質問においてもこのことを取り上げ、保険者としての広域連合に具体策を求めた経過もございました。その後、「広報すわこういき」の昨年12月号記載の新たに介護の仕事を始めてみたい方へというものを始まりとして、ことしに入ってから介護現場で働く皆さんの仕事のやりがい等を語る生の声を紹介する「介護のお仕事のホント!」というものの連載が続いております。より多くの方の目にこの連載が触れることに大いに期待をしているところでありますが、この連載の反響はいかがでしょうか。伺います。

また、同じくこの「広報すわこういき」の紙面の中で案内が続けて掲載されております、介護の

お仕事相談窓口への相談状況はいかがでしょうか。お願いします。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 「広報すわこういき」を活用しての、事業所に従事されている方の声だとかの反応の状況でございますが、本年3月号に掲載を特集号とさせていただく中で、広域内の7万3,000戸に配布をさせていただきました。

個々の住民の方からの反応はちょっと特に聞いてはいない状況ではございますが、長野県福祉大学から、生徒一人一人に配りたいということで広報紙の提供が求められた状況がございます。また、これも広域のホームページに載せたところ、3月の閲覧数が通常の倍になったというデータもございまして、かなり関心を持っていただいているかなという自負をしているところでございます。

ただ、特集号だけではいけないということで、それ以降3カ月おきに発行されます広報に対しまして、継続的に従事者の声を掲載をさせていただいているところでございます。

また、昨年12月の広報から載せました介護の仕事の相談窓口につきましては、掲載当時から今月まで3回ございましたが、数で言えば4件の相談がございました。1件は就職に結びついたという状況がございまして、ただ、我々ができる相談というのは、介護現場の状況であるとか現状だとかのお話をまず職安に行く前に聞いてみたいとか現状を聞きたいということで、取り組んだ成果は一つはあるかなとは思っています。

本当にこの業界に一步踏み出した方はハローワークに行くだろうしということになりますが、その手前での一つのクッションとしての役割は、こういう掲載をすることでやっていますということとは大きな取り組みかなと考えているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3 番金井敬子議員 直接電話をかけていただいたり、それが就職に結びついた件数自体はわずかではあるかと思いますが、大学のほうで配っていただけるというのは大変うれしいことでもありますし、できればこれから進路を決めていく学生、中・高校生にもこうした特集記事がぜひ目に触れる場面がふえていけばいいなという期待をしているところであります。

それでは、これもまた先ほど井上議員の質問とも若干かぶりますけれども、ことし春に実施された介護従事者等アンケート調査の結果について、もう少し突っ込んでお聞きできればと思います。

これについては、既に介護従事者の56%が現場での人手が足りないと感じているなどの速報結果が新聞報道されている経過がございますが、現在考察中という先ほどの御答弁がありましたが、もう少しお示しできるデータ等ありましたらお願いしたいこと。また、今後についての具体的なスケジュール等もありましたらもう少しお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 今年度実施いたしました介護従事者等アンケートにつきましては、先ほど連合長からもお答えのとおりでございまして、今集計及び考察を行っている段階でございます。一部報道に出したのは暫定数値ということでございまして、今月に各連合長の確認をとっていただ

いた後、11月にはホームページ等で公表はしていきたいと考えているところでございます。

いろいろな調査の中では、その数値を確認した中での御報告にさせていただきたいと思っておりますので、ここではちょっと数字的な細かいところのお話は省かせていただきたいと思います。ただ今後調査をした後、我々が何をやるかということが一番大きなことではないかなと考えているところでございます。それも一つの検討の中ではございますが、やっぱり一番はこの結果を事業所がしっかり受けとめていかなければ、まず働く職場がよくなっていただくことが大前提かなということも考えまして、今月を過ぎて来月には各事業所のトップの方を招集いたしまして、広域内3カ所で報告会ないしディスカッションをしていければなという取り組みをまず考えているところでございます。

あとはイメージアップの取り組みを我々としては進めていく必要があるのではないかなと、この調査を通しまして考えているところでございます。また具体策につきましては、確定した段階ではホームページ等でお示しをしていきたいと考えているところでございますので、御質問のお答えとしてはちょっと不十分かとは思いますが、そのような現状でございますので御承知いただければと思います。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3番金井敬子議員 ぜひ、私ども議員にもアンケート結果、あるいは分析結果も示していただける時期が来るのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、現在介護現場で奮闘いただいている皆さんに引き続き仕事を続けていただけることとあわせて、介護職の資格を持ちながらも現在就労されていない方の職場への再復帰が進められるよう、保険者として事業所に対しての働きかけをしていくと今御報告いただいたわけですが、ぜひもっと積極的に進めていただければと思います。

そして、先ほど触れた広報による介護職のイメージアップ、それから相談窓口もぜひ継続していただければと思います。

それから、アンケートの調査の中でも求める声が上がっているという資格取得への支援等については、保険者の広域連合として具体化がそう難しくない項目ではないかと思いますが、いかがでしょう。この点についての見解を求めたいことと、それから最も介護の現場の皆さんが求める給与改善については、これはもう介護報酬の引き上げしかないかなと思います。引き続き強く国に求めていただきたいと思います。この点についての御見解も求めたいと思います。

渡辺太郎議長 介護保険課長。

依田利文介護保険課長 御質問にございました要は介護福祉士等々の資格取得に対する支援のことでございますが、資格取得の支援につきましては、県の事業としてもございます。その中で広域独自でどうこうというか、またそこは検討の中でございますので、ここでの答えは難しい。どうするかということはお答えがちょっとできないかと思いますが、ただ屋上屋を架さないようなことは考えていかなきゃいけないかなと思っているところでございます。

次の、国への賃金の関係につきましては、またこのアンケート調査の報告の中でも手取り額を調

査させていただきます。ただ、その額が高いのか低いのかというところについては、なかなか比べる要素がございません。ただ一つ、低いというお話もあるかとは思いますが、一説、一つの考え方の中では平均賃金は中の上じゃないかという意見もあったり、またそこは見方が非常に難しいところではございますが、国に対する要望については、連合長方も機会あるごとに捉えてお願いするところでございますので、引き続きお願いはしていきたいと思っているところでございます。以上です。

渡辺太郎議長 金井敬子議員。

3 番金井敬子議員 ぜひ、資格取得への支援については前向きに広域連合としても御検討いただければと思いますし、国に対する要望も各首長の皆さん、ぜひよろしくお願ひしたいところであります。

厚生労働省の審議会は、来年の通常国会に提出予定の介護保険法改定案の策定に向けた議論を本格化させているといいますが、その中身は要介護１・２の方の生活援助を保険給付の対象から外すことや、利用料負担をさらに引き上げることの検討などということです。また、自己負担の上限額の引き上げも検討に加えられたとも伝え聞いています。私はこうした検討内容はとんでもないことだと思っております。

今でも高い保険料を払い続けても、介護が実際に必要なときになっても使えない、費用負担がハードルとなって利用を控えることになっているなど大きな問題になっているにもかかわらず、厚生労働省が介護保険制度の維持というための名目で検討し変えていく方向は、いつも利用者や家族にさらなる苦難を強いるものと言わざるを得ません。使いやすく、安心できる制度の確立を利用者、家族の立場に立って広域連合として国に求めていただきたいとも思います。また、３年ごとの事業計画の見直しも、ぜひとも利用者、家族側の立場に立ちきる姿勢を望んで検討に入っていただきたい、このことを強調し質問を終わります。

渡辺太郎議長 次に、小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

1 2 番小泉正幸議員 諏訪市の小泉正幸です。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

４月２０日の火災で被災された皆様に御見舞い申し上げます。４月２０日の茅野市の塚原における建物火災についてお伺いします。さきの望月議員と重複する部分がございますが、よろしくお願いいたします。４月２０日においては火災と救急出動が重なりました。まずは、プレスリリースに準拠した概ねの時系列においての経緯をお答えください。よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 それでは、小泉正幸議員の御質問にお答えいたします。

４月２０日の火災の発生状況でございますが、５時３８分に茅野市北山で建物火災があり、当消防本部の出動計画に基づき、茅野消防署北部分署、茅野消防署、茅野消防署西部分署、原消防署、諏訪消防署から水を積載しておりますタンク車など６台が出動いたしました。また、負傷者が複数いたことから諏訪消防署から救急車２台が追加出動となり、最終的に合計８台の消防車両等が出動しております。後ほど御説明申し上げますが、６時６分の時点で出動車両が７台に達したことから、

6時8分に局所的な消防力の不足のため、当直部隊を移動させて補充するという目的で当直内移動配備を実施しております。具体的には、タンク車と救急車をそれぞれ諏訪消防署から茅野消防署へ、下諏訪消防署から諏訪消防署へ移動配備いたしました。

その後、7時15分には諏訪市内で救急出動があり、その移動配備した下諏訪消防署のタンク車、救急車が出動しております。当消防本部では、心肺停止傷病者など一刻も早い救命処置を実施する必要がある場合、救急車と消防車が出動するという体制をとっておりますので、2台が同時に出動しております。いわゆる高度救急対応であります。

また、7時22分には茅野市内で救急出動がありまして、茅野消防署に移動配備しておりました諏訪消防署の救急車1台が出動しております。

その後、7時30分ごろに発生した茅野市塚原の建物火災につきましては、先に発生した茅野市北山の火災が鎮圧状態であったため、現場から消防車2台が対応し、そのほか管内において出動可能であった富士見消防署、岡谷消防署から出動計画に基づき出動。加えて、はしご車や消防本部の指揮隊も出動しております。同時に、消防隊の出動により管内全域において消防力不足となりましたので、休みの職員を非常召集し人員補充を行いました。

茅野市塚原の火災現場に最初に到着したのは富士見消防署のタンク車で、7時53分。その3分後の7時56分に岡谷消防署のポンプ車が現場に到着しております。最終的にタンク車2台、ポンプ車1台、はしご車1台、救助工作車1台など計15台の消防車両等が集結し、現場活動を行いました。

茅野市北山の火災にあつては8時に鎮火したため、現場活動を終了した部隊は速やかに茅野市塚原の火災に投入しております。

その後、11時22分に茅野市豊平にて下草火災を焼くその他火災が発生し、茅野市塚原で火災対応に当たっている部隊とは別の部隊で、北山の火災出動した部隊及び非常召集により編成された部隊6台が出動し、12時15分に鎮火。7時30分ごろに発生しました茅野市塚原の火災につきましては、13時41分に鎮火となっております。

また、この3件の火災対応の間、救急出動、救助出動など合計18件の事案に対応し、延べ51台の消防車、救急車などが対応に当たっています。

この塚原の火災では、建築物の密集した地域であるとともに、3階建ての住宅や店舗等の入った比較的規模の大きな複合用途の建物があったため、鎮火までに時間を要したものであります。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 どうもありがとうございました。かなりしっかりやっていると理解はしますが、広域に移行をしたから、この辺は非常に効果が出たというようなことがありましたらお伺いしたいのですが、その辺をお答えください。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 時系列の中で説明させていただきましたが、茅野消防署管内の北山でまず火災が発生いたしました。その後に同じく茅野消防署西部分署の管内なのですが、塚原で火災が発生した

ということでございまして、本来北山に出動している部隊がある程度鎮圧、鎮火したところで2台下ってきているんですが、鎮火する前に塚原の火災が発生してしまえば、北山の消防隊がすぐ、ある程度半分とか数台が下ってこなければいけないわけでございます。北山から塚原まで下ってくるということはかなり時間がかかりますので、広域化のメリットというのはやはりそこにあり、初動体制の強化もございまして、一つの消防署だけでは対応できない複数の事案に対しても、隣接する消防署等々から複数の消防車、救急車等が出動できるということで層も厚くなっておりますので、そこら辺が特に広域化のメリット。出動、初動体制の強化ということも広域化のメリットの一つでございまして。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 ありがとうございます。

先ほどのお話の中ではですね、一部の下諏訪とか諏訪の消防車両を別の部署に移動するような手配をしたとかというようなこともありまして、そこら辺も非常にメリットではないかと理解しております。

2項目めに入りますけれども、先ほどのお話の中で鎮火に長時間を要したということが若干お話がありましたが、もうちょっと詳しく。それから先ほど望月議員からも質問がありましたけれども、消防水利との絡みも一部あったようなお話もありましたので、そこら辺も含めて御説明をお願いしたいと思います。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 まず鎮火に時間を要したという点でございますが、結果的に13棟が延焼、焼損をしたという非常に建物が密集した地域であったということ。それと3階建ての住宅がございました。この建物も結構規模の大きい建物でございます。また、隣には飲食店等の入った複合用途の2階建ての大きい建物がございました。ここら辺で延焼をしたという点で鎮火までに時間を要したところでございます。

水利でございますが、現場付近には河川、小さい堰みたいなものでございますし、水槽消火栓も配備されておったんですが、やはり延焼しているエリア、面積が広いために、各ポンプ車等が水利に部署するには不足していたのかなということもあろうかと思いますが、消防団などにより近くの消火栓から水をせきとめて、そこから水を吸い上げて常備消防のタンク車、ポンプ車に中継してくれたと。そんなこともございましたので、そこら辺が連携でしっかりカバーできたのではないかなと思っているところでございます。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 わかりました。ただ、そういう状況下であれば、今後は塚原に限ったことかどうかわかりませんが、特に塚原、ほかの地域においてもですね、想定をする中で、消防水利なり、それからその消火栓からの距離なりで、そういったことで事前に調査をしてマッピングする等のことをした上で消防水利の改善をするとか、そこら辺についてはいかがなものでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防水利につきましては、それぞれ各署で定期的に調査、点検も行っております。

不足している地域には計画的に防火水槽、または消火栓等を設置しておりますので、今後またさらに不足している点には計画的に設置していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 ありがとうございます。今後に向けてよろしくお願いいたします。

それでは3番目で、消防団との連携について伺います。

先ほどのお話の中では、消防団が消火栓をとめて水を送る役目をしたとか、そういうようなお話がありましたけれども、当然ながら消防団に対する連絡とか規程とか、そこら辺のことをちょっとお答えください。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防団は非常備消防ということでございまして、ふだんそれぞれお仕事をもちながら消防団活動に従事していただいておりますが、地域の実情をしっかりと掌握して、日ごろから防火・防災活動における消防団のマンパワーというのは、非常に災害現場のみならず住民の安全・安心を確保するという意味で必要不可欠なものと考えております。

連絡体制でございしますが、消防一元化と同時に消防本部に設置いたしました高機能消防指令システムというものがございします。これを使いまして、消防団幹部を初めとしメール登録をしております消防団員に、119番の受け付けと同時に出動の可否、災害の種別、発生場所及び発災地点の入った地図をEメールにて一斉送信しております。そんな形で連絡をとっている状況でございします。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 それでは、多分これが一番問題になると思うんですけども、消防署とそれから消防団との役割分担、その辺について伺います。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防署と消防団の役割分担ということでございますが、消防署は常備消防でございます。災害に備えて常に24時間365日体制を整えているところでございますので、現場に対してもいち早く到着するということになっております。

最近の火災は、煙等非常に現場は危険でございます。常備消防では、消防署では空気呼吸器等隊員の安全管理をしっかり守って確保もしておりますので、建物の中に進入したりということもできるんですが、消防団におきましては、どうしてもそのような教育もありませんし、装備もございません。ですので、基本的には常備消防のバックアップ体制、水の補給等、それと現場の交通整理、または避難誘導などを担当していただいているところでございます。これが消防署、消防団がうまく連携する中で現場を今埋め合っていると、そんな状況でございます。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 わかりました。それで4月20日においてですね、時系列的に消防団に対してどのような時間帯に発令というか発信をしたとか、それからあと実際に今回の火災において

は、消防団はどういうような役割分担でどのような形の活躍をしたかとか、それについてお答えください。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 消防団に対する時系列的な発信状況、指示・指令体制でございますが、火災の発生と同時に、それぞれ北山で火災が発生するとメール送信によって北山のここで火災が発生しましたという文字と地図情報が発信されます。塚原でも火災が発生した場合には塚原のここで発生しましたと、それぞれ火災の場合は情報が送られるシステムになっています。

ですので、今回の火災もそれぞれ119番が入って火災の指令を出すたびに、119番が入った段階でその指令が消防団員にも通っているわけですが、連携、一つの塚原の中でやっている中で、あっちでもこっちでも火災が発生したというそういうことは特になくて、それぞれ発生した一件一件を送り出していると、そんな状況でございます。

消防団の活動につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、消防署へのタンク車への送水。タンク車というのは、消防車の中に水を積んでいる車がございます。そこへ消火栓または防火水槽などから給水していただいて、ホースで水をそこへ送っていただくと。そのタンク車から消防職員がホースを4線なり伸ばして、そこから燃えている建物に水をかけると。そんな今システムでやっていますので、主に消防団員の方には水を補給していただく。

それと付近はどうしても交通渋滞が発生します。交通渋滞も警察官と協力する中で交通もうまく規制していただいたり、この前のような大きな火災になりますと避難する方も当然出てきます。そうした避難する方の誘導、安全なところに確保していただいたとか、そんなことも消防団の方には行っていたいております。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 具体的にありがとうございました。

4番目なんですけれども、広域になったものですから、6市町村は川岸の端から富士見の峠の向こうの机まで非常に広い範囲をカバーするということになっているかと思います。そうした場合には、例えば遠隔地、遠隔地というのはどこを言えばいいかわかりません。例えば霧ヶ峰とか、川岸なのか富士見なのか、いろいろあると思うんですけれども、そういったことに対して現場がどこか、それはどこでもいいんですけれども、そういう現場を想定したシミュレーションとか、そこら辺はどのような形で行われているのでしょうか。

要するに、先ほど現に今回4月20日には移動をかけたとか、緊急配備をかけたとかいろいろなお話がありましたけれども、これだけ広い地域でどこで起こるかわからないので、そうしたときにはそっちに集中しながら云々という話で。そこら辺の体制なり、シミュレーションなりはいかがなものでしょうか。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 4月20日の3件の火災発生と同様に、消防署の所在する市町村に関係なく、火災が発生した一番近い消防署から出動する体制になっています。

例えば霧ヶ峰で林野火災が発生したと想定しますと、諏訪消防署からまず出ます。諏訪消防署だけでは車両等が足りないものですから、岡谷消防署から指揮隊が出るとか、岡谷消防署からまたポンプ隊が出る、下諏訪消防署からも消防車が出ると。そんな形で出火した一番近いところの車両がそれぞれ役割を持っていて、そんな形で出るというのが基本になっております。

ですので、例えば富士見でございましたら富士見消防署がまず最初に出ます。近い原消防署、または茅野消防署の中から茅野本署、西部分署が出て行くと。そういうもう既に取り決めといたしますか、どこの火災が起きたらどこの署から何が出るというそういう指令システムができておりますので、特にシミュレーションということはございません。もう指令センターから機械的に指令が各署所に出ます。各車両に出ますので、それに基づいて各消防署所では出動していくと、そんな形を現在とっております。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 わかりました。ありがとうございました。

最後にですね、今回の事例を考えた上で、課題とかそれから改善点はないでしょうか。その点をお伺いいたします。

渡辺太郎議長 消防長。

宮坂浩一消防長 今回の火災を受けまして、課題や改善点もちろんございますが、まず一元化のメリットというのを私たちは感じたところでございます。

先ほどお話しさせていただいたとおり、北山で火災が発生した際には、どうしても茅野の隊は北山に登ってしまいます。そこで塚原で火災が発生したと。戻ってくるにはかなりの時間がかかることを隣接する消防署からも消防車両等も出ていますし、救急も発生していますので、救急に対しても周りの消防署から移動配備をかけた救急車が現場へ向かっていると。これが一元化できていなければ茅野消防署だけで対応しなければいけなかったものを、指令センターの指示1本で一元化した隣接の消防署、強いて言えば広域消防全体で対応できたかなと。それが本当にまず私たちが思っている一元化のメリットかなと思っています。

ただ、課題といたしましては、先ほどの望月議員からの質問でもございましたが、今は火災に対して全て6隊、6台が出動しているという状況でございますので、例えば複数の火災が発生している場合には6台じゃなくて4台にしたほうがいいんじゃないかなとか、そういうこともこれからはやはり検討していかなければいけないんじゃないかなと思っていますが、当面は6台の出動態勢を組んでいきたいと思っております。

ただ、指令センターの部分更新も計画されておりますので、そういった際にはどうしていったらいいのかなということも、今後はやはり検討していかなければいけないのではないかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、この火災につきましては鎮火までに約6時間かかっているということでございまして、結果的には建物13棟が焼損する火災となりました。火災現場におきましては、建物が再び燃え上がらないように警戒する。そういうことも慎重に状況を確認し、十分な時間をか

けて鎮火まで確認しており、15台の部隊が集結して消火活動を行ったということでございますが、先に発生した茅野市北山の火災に茅野消防署、茅野消防署北部分署、西部分署が対応している中で、茅野市塚原の火災には岡谷消防署、諏訪消防署、富士見消防署などからも部隊が迅速に出動し、広域消防全体で火災対応できたと思っております。

また、出動した部隊の中にははしご車も含まれておりましたので、このように特殊な部隊が管内全域において現場指揮隊の要請に基づき速やかに出動できたことが、先ほども申し上げましたが、本当に消防一元化の大きなメリットだと考えております。

あわせて、3件の火災対応中に発生しました18件の救急・救助事案に対しましても、消防一元化と同時に運用開始されました消防指令センターでこの部隊を一元的に管理するということで、諏訪広域消防の保有する全部隊の中から必要な部隊を効率的かつ適正に現場投入できたことも、消防一元化の大きなメリットだったなと思っているところでございます。

今後も消防組織体制をより強固なものにしていくためには、引き続き消防団、消防、警察、自主防災組織の皆さんと連携し、この圏域住民の安全・安心を確保していきたいと思っております。以上です。

渡辺太郎議長 小泉正幸議員。

12番小泉正幸議員 どうもありがとうございました。しっかり頑張ってもらっていて、今回いろいろな意見もあるかもしれませんが、るる聞く中では最大限やるべきことはやっていただいと理解しております。これからも全身全霊でやっていただけると思いますが、皆さんのためにも安心・安全を確保するような形でのことをお願いしたいと思っております。

ちょっとるる説明していただいたんですけれども、私自体がほとんどよくわかっていなかったものですから、要するに配備だとか、どこでどうするんだとか、そういう消防団の位置づけだとかそこら辺が理解できましたので、まことにありがとうございました。以上で終わりといたします。

渡辺太郎議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時39分

渡辺太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 3

議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○日程第 4

議案第 17 号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）
について

○日程第 5

認定第 1 号 平成 30 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 2 号 平成 30 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算
認定について

○日程第 7

認定第 3 号 平成 30 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

○日程第 8

認定第 4 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定
について

○日程第 9

認定第 5 号 平成 30 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計
歳入歳出決算認定について

渡辺太郎議長 日程第 2 議案第 15 号から日程第 9 認定第 5 号までの 8 件を一括議題といたし
ます。

この 8 件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

矢島尚総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された 5 件の議案審査に当たり、10 名の委員全
員出席のもと、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、
消防長、会計管理者、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第 15 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第 17 号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）につい
て報告いたします。

審査の過程において、指令システムの部分更新を行い、多額になることが見込まれるということ
だが、いつ、どのくらいの規模の改修を予定しているのかとの質問に対し、導入から 6 年目に部分
更新を行う必要があり、令和 2 年度の実施を予定している。規模としては、現段階では概算で 3 億
円程度。日本消防設備安全センターにおいて、中立的な立場でしっかり内容、金額を精査してい
きたいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第 1 号 平成 30 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に

付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、小児夜間急病センターについて重要な事業だと感じているが、患者数が減少している。現在の状況と課題はとの質問に対し、平成30年度の患者数は2,244人で、前年度の2,371人から127人の減、率にして5.7%の減。諏訪地域の14歳以下の人口は577人の減、率にして2.4%の減であったので、減少率は患者数の方が上回っている。小児科医がふえない中で医師の確保が課題となっているとの回答がありました。

また、小児夜間急病センターの周知が必要ではとの質問に対し、保育園、小中学校、医療機関、公共施設等にポスターを掲示するほか、乳幼児健診等で周知しており、今後も引き続き取り組んでいくとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、諏訪広域消防一元化後の効果取りまとめにおいて、職員採用計画の見直しにより職員数の増員が承認されたが、その結果はとの質疑に対し、職員数229人から239人、10人増員を認めていただいたとの答弁がありました。

また、救急業務高度化並びに救助資機材の充実促進事業において指導救命士を養成したとあるが、何人くらい養成し、どのような活動をしているのかとの質疑に対し、指導救命士は現在4名が認定を受け、救急隊員及び救急救命士の教育指導を行っている。また、メディカルコントロール協議会などでも医師等との連携を図っているとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

芳澤清人福祉環境委員長 それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された4件の議案審査に当たり、11名の委員出席のもと、今井敦副広域連合長、青木悟副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第16号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 平成30年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第2号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、利用者居室へのエアコン設置を2カ所行ったとのことだが、これにより施設全体のエアコン設置状況及び今後の設置についてはどのような計画かとの質疑に対して、利用者居室75室中18室が設置済みである。また、今後については重度利用者等の居室を中心に設置を進めていくとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

認定第3号においては多くの委員から質問があり、質疑の内容をまとめ御報告いたします。

まず、不納欠損の質疑について御報告いたします。

不納欠損により介護サービスの利用ができなくなることはあるのかとの質疑があり、給付制限そのものによりサービス利用ができなくなることはなく、サービス利用時の保険給付率の変更や償還払いによるサービス等に制限がかかるとの回答がありました。

また、不納欠損としないための取り組みを市町村でどのようにされているのかとの質疑があり、分納誓約により納付を求めているとの回答がありました。

次に、不納欠損での給付制限を受けている人数についての質疑があり、平成30年度は12人が対象となり、うち5人が給付制限が適用とならない生活保護者であり、実際は7人に対し給付制限が行われたとの回答がありました。

また、給付制限の時期について質疑があり、滞納による欠損期間により1カ月から47カ月の給付制限となっているとの回答がありました。

次に、保険料の滞納者への差し押さえ等の対応の有無について質疑があり、平成30年度において差し押さえの事実はないとの回答がありました。

次に、平成29年度と比べ、不納欠損理由の中で制度への不信や行政への不信の割合が高くなっているが、具体的にはどのような発言等があるのかとの質疑があり、介護制度そのものへの不満や、過去に役所ともめたことによる行政不信により保険料を滞納している方がいるとの回答がありました。

また、滞納者への納付の促し等をどのようにしているのかとの質疑があり、各戸訪問をする中、納付への促しを行っているとの回答がありました。

次に、決算書において事業間の流用があったが、サービスごとの利用に変化があったのかとの質疑に、第7期介護保険事業計画初年度であるため、給付費を強めに見込んだとの回答がありました。

次に、総合事業においてサービスAの利用が増加しているが、利用者側、事業所側及び被保険者としてそれぞれどのように評価がされているのかとの質疑があり、利用者としては安い料金で利用できる、事業所とすれば報酬が安い、被保険者としては介護認定を受けず基本チェックリストにより素早くサービス利用できるようになっているとの回答がありました。

次に、包括的支援事業での相談件数において高齢者虐待の相談件数が増加しているが、広域連合としての見解はとの質疑があり、市町村と連携し対応しているとの回答がありました。

平成30年度に新たな国からの交付金となった保険者機能強化交付金について、給付費抑制のための交付金なのかとの質疑があり、地域支援事業の第1号被保険者の負担金に充当したとの回答があり、今後の交付金の使途については、正副連合長会議等において検討をしていきたいとの回答がありました。

次に、平成30年度の施設整備の進捗状況についての質疑があり、グループホームのツーユニットと小規模多機能型居宅介護の2事業所については、整備のめどがあるとの回答がありました。

また、79床を整備する特養については、50床をショートステイや増床により整備が予定されており、既に16床が転換し、残り34床については事業計画期間中の整備が見込まれているとの回答がありました。残り29床分の地域密着型特養については、公募をしたが応募がなかったとの回答がありました。

また、特養関連では、平成30年度末での入所待機者の人数や昨年度との比較についての質疑があり、平成30年度末では684人の待機者がおり、平成29年度末の待機者が493人であったので、191人の増加であったとの回答がありました。

次に、介護給付費準備基金の適正額についての質疑があり、平成31年第1回議会定例会での福祉環境委員会において、当時の介護保険担当副連合長の発言として、給付費1カ月分に当たる14億円程度との発言があり、この発言が公式見解との回答がありました。

討論においては、介護認定者はふえているのに制度利用率は減少、特別徴収がほとんどであるので、収納率は増加しているものの滞納繰越分の収納率低下、保険料滞納理由のうち制度不満、行政不信の数の増加等が気になるところであり、加えて特養待機者も増加し施設整備が追いついていないことや、介護事業所での人手不足により本来なら提供できるサービスが不十分なまま推移していることも、広域としても解決しなければならない大きな課題であるとして反対討論がありました。

それに対して、認定者、利用者が増加している中で確実な運営を行っており、低所得者対応や介護予防等にも力を入れていただく中、制度維持を図る確実な執行運営に期待し、賛成するとの賛成討論があり、審査の結果、当委員会では賛成多数で認定しました。

以上、報告を終わります。

渡辺太郎議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第15号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１５号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号 令和元年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号 令和元年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第１号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第１号 平成３０年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第１号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

19番今井秀実議員 19番、今井秀実です。認定第3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見を述べます。

まず、190億円を超える本決算にかかわり、事務の処理や各事業所によるサービス提供が精いっぱいされたことに対して敬意を表します。

さて、平成30年度は所得の高い一部の利用者の負担割合2割から3割への引き上げなどの改定が行われた年度でありました。当広域においては第7期事業計画の初年度であり、介護保険料は据え置かれたわけですが、高い保険料が被保険者に与えている負担の重さは、今決算における普通徴収における滞納繰越分の収納率が19.37%にとどまっていること、また不納欠損319人中、納付困難が理由の者が83人、26.02%に上っていることにもあらわれています。基金の取り崩しをふやすことなどの対応で保険料の引き下げを図るべきだったと考えます。

また、特養入所は要介護3以上に制限されていることなど、制度維持を名目にした国による相次ぐ制度の改定は、全体として保険給付費の削減と自己負担増となっており、被保険者や家族にとっては利用したくても利用しにくい制度になっています。

また、当広域では施設整備が十分に進んでおらず、特養待機者が684人と多く残され続け、前年よりもふえていること。

また、事業所の人手不足により、本来なら提供できるはずのサービスの提供が不十分なまま推移していることも、広域として解決しなければならない大きな課題であります。

以上のことから、本決算の認定には反対をいたします。

渡辺太郎議長 ほかにありませんか。藤森博文議員。

16番藤森博文議員 16番、藤森博文です。認定第3号 平成30年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

高齢化に伴い、要支援・要介護認定の新規及び区分変更件数がふえ、全体の認定者の増加につながり、介護のサービス利用者数も年々増加している現実、若い世代もやがては自分も支えられる立場になるという現実を直視したとき、この介護保険制度を持続可能とするために、低所得者等への丁寧な対応や収入未済額の圧縮などに御尽力され、今できる最大限の御努力と確実な事業運営により予算執行がされたと判断しております。

持続可能な社会保障制度として、財政面や介護予防を含む地域包括ケアシステムの充実、介護人材の育成、確保と処遇改善、権利擁護など、課題は山積しておりますが、加入被保険者や御家族に寄り添った適切なサービスの提供、自立生活支援や相談体制の充実を強く要望するとともに、不納欠損の事由にある制度不満、制度不信の方々へのより丁寧な対応を引き続きお願いしまして、認定に賛成いたします。

渡辺太郎議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

渡辺太郎議長 起立多数であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出

決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺太郎議長 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

渡辺太郎議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時09分

渡辺太郎議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案どおり御議決を賜り、また御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

今後も諏訪広域の一体的な発展のため、調和のとれた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともお力添えのほどお願いを申し上げます。

結びに、議員各位を初め関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

渡辺太郎議長 これにて、令和元年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時11分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 渡 辺 太 郎

2 番 青 木 利 子

2 1 番 織 田 昭 雄

議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議決月日	審 議 結 果
議 案 第 1 5 号	元.10. 8	総務消防委員会	元.10. 9	原 案 可 決
議 案 第 1 6 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議 案 第 1 7 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認 定 第 1 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	原 案 認 定
認 定 第 2 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
認 定 第 3 号	〃	〃	〃	〃
認 定 第 4 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認 定 第 5 号	〃	〃	〃	〃